

○令和7年10月10日(金)

開議 午前10時00分

散会 午後 4時45分

○出席委員(16名)

委 員 長	品 田 ときえ	委 員 長	塩 尻 英 明
副 委 員 長	笠 井 まなみ	委 員 長	中 野 ひろゆき
委 員 員	横 山 啓 一	委 員 員	えびな 安 信
委 員 員	中 村 みなこ	委 員 員	菅 原 範 明
委 員 員	上 野 和 幸	委 員 員	石 川 厚 子
委 員 員	植 木 だいすけ	委 員 員	高 見 一 典
委 員 員	たけいし よういち	委 員 員	中 村 のりゆき
委 員 員	沼 崎 雅 之	委 員 員	松 田 卓 也

○出席議員(1名)

議 長 福 居 秀 雄

○説明員

副 市 長	中 村 寧	福 祉 保 険 部 障 害 福 祉 課 長	水 上 明 子
税 务 部 長	金 澤 囝 貢	福 祉 保 険 部 障 害 福 祉 課 主 幹	紺 野 恒 義
市民生活部長	樽 井 里 美	健 康 保 健 部 長	山 口 亮 久
市民生活部市民生活課長	今 賢 太 郎	健 康 保 健 部 次 長	渡 辺 順 久
市民生活部市民生活課主幹	鈴 木 智 子	環 境 部 長	太 田 誠 二
市民生活部市民課長	齊 藤 淳 起	環 境 部 環 境 総 務 課 長	後 藤 篤
市民生活部市民課長	近 藤 淳	病 院 事 業 管 理 者	石 井 良 直
福 祉 保 険 部 長	川 邊 仁	市 立 旭 川 病 院 事 務 局 長	木 村 直 樹
福 祉 保 険 部 保 険 制 度 担 当 部 長	高 田 敏 和	市 立 旭 川 病 院 事 務 局 次 長	北 嶋 一 雅
福 祉 保 険 部 次 長	鈴 木 裕 幸	市 立 旭 川 病 院 事 務 局 次 長	吉 田 朋 生
福 祉 保 険 部 福 祉 保 険 課 主 幹	尾 藤 真 紀	市 立 旭 川 病 院 事 務 局 地 域 医 療 連携 課 主 幹	古 川 雄 輔
福 祉 保 険 部 長 寿 社 会 課 長	宮 川 浩 一	監 査 事 務 局 長	酒 井 瞳 元

○事務局出席職員

議 會 事 務 局 次 長	林 上 敦 裕	議 事 調 査 課 主 査	岡 本 諭 志
議 事 調 査 課 長 補 佐	小 川 智 之	議 事 調 査 課 書 記	桐 山 未 悠
議 事 調 査 課 主 査	長 谷 川 香 織		

○品田委員長 ただいまから、決算審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、過日の分科会で、えびな、石川厚子両委員から要求のありました3件の資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○品田委員長 それでは、資料の説明につきましては省略させていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、認定第1号の分担部分のうち、民生常任委員会所管分、認定第2号、認定第6号、認定第8号及び認定第11号の以上5件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○沼崎委員 おはようございます。

自民党・市民会議の沼崎です。この決算分科会での最初の質疑を行わせていただきます。

決算ということで、令和6年度予算がどう執行されたのかを振り返って、また、今後、よりよい市政に生かしていくのが趣旨ということでございまして、今回、民生所管分について、私からは2つの事業についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目は、3款1項3目の介護予防高齢者補聴器購入助成費です。これは、さきに行われた一般質問でも取り上げさせていただきまして、一般質問では今後どのようにしていくのかというところをメインにお伺いをさせていただきましたが、今回は決算ということですので、令和6年度、7年度とやって、さらに続けていく事業でございます。令和6年度は最初にスタートした年度ということですが、最初の立ち上げがどうだったのかというところからお伺いをしたいと思います。

まずは、事業の概要と決算額についてお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 本事業は、聴力低下により日常生活を営むのに支障がある在宅の高齢者に対し、補聴器の購入費用を助成することで、外出及び地域交流を支援し、高齢者の介護予防と福祉の増進に資することを目的としております。

聴力レベル等の要件を満たした方を対象として、5万円を上限に補聴器購入費用の一部を助成するもので、モデル事業への参加募集50人に対して314人の応募があり、抽せん等を経まして39人に助成をしております。本事業の決算額は196万9千48円で、執行率は76.59%となっております。

なお、財源は全額介護保険事業特別会計繰入金となっております。

○沼崎委員 最初の年度ということで、新しい事業ということなので、市民の方も、具体的にどういうふうな手続というか、フローで補助をしてもらえるのかというところに大変関心があったかと思うのですが、この事業の参加者募集から実際に補聴器販売店へ市から補助分が支払われるまでの流れについてもお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 モデル事業の参加者募集後、抽せんによりモデル事業の参加者を

決定し、参加申込者全員に参加の承認または非承認を内容とする参加決定通知書を送付しております。その後、助成申請書及び医師意見書等の必要書類の提出を受けた者から順次審査を行い、終了後、助成決定通知書を送付しております。

参加者は、助成決定通知書等を補聴器販売店に提示して補聴器を購入し、市は、補聴器販売店からの請求により補聴器販売店に助成金額相当額を支払うとともに、購入が確認できた参加者に、購入後、アンケートを送付し、参加者は返信用封筒により提出することとしております。

○沼崎委員 スタートの立ち上げの時点から非常に市民の関心も高かったとお伺いしていますし、多分、いろいろと問合せもあったと思いますが、何か立ち上げに当たり留意したことがありましたらお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 本事業の参加者募集に当たり、予算上の50人を上回る申込みが想定され、医療機関を受診され、検査等の負担をされた方も抽せんにより事業への参加をお断りすることがあり得ることから、募集時は聴力レベルや補聴器の必要性に関する書類等の添付は要さないこととしております。

そのため、抽せんにより参加者を決定する際、その中に補聴器の必要性がない方なども含まれていることが想定されることから、50人のほか、そのような場合に、順次、繰り上げて参加していただく方を10人それぞれ選定しております。

○沼崎委員 50人の定員に対し、その応募者の対象とならないような方も含まれている場合も想定して、10人を繰上げになる方として考えていたということですが、最初にお答えいただいたように、モデル事業の参加募集者は50人だったところ、最終的に助成決定をしたのは39人と。ただ、やっぱり非常に大人気な事業で、応募は314人であったと。

事業自体も非常に話題にもなっていたなという肌感覚がありますし、実際に応募も300人超えということで、市民の期待もかなり大きな事業だと思うのですが、ただ、結果的には、50人分の予算を確保していたけれども、39人になったということに関して、この50と39という差についてはどういった事情があったのか、お聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 参加者募集において、314人の応募があり、抽せんにより参加決定者50人を選定しましたが、そのうち、検査の結果、聴力レベルについて、補聴器の必要性がないことが判明した方、逆に身障手帳の対象となる方が9人、補聴器の購入を中止した方などが7人生じたため、34人に対して助成決定を行っております。

同時に、繰り上げて参加していただく方については、10人のうち、聴力レベルについて、補聴器の必要性がないことが判明した方などがおりましたことから、5人に対して助成決定を行っております。それらの結果、合計で39人に対する助成となったところであります。

○沼崎委員 事情について御説明いただきまして理解いたしました。

令和6年度は、立ち上げということで、そういうこともあったのだと思うのですけども、やっぱり市民に人気のある事業でもありますので、申し込んだけど、落とされちゃった人が、結果を見ると、何だ、まだ枠があったのに自分は落ちちゃったのかと御不満に思われる方も今後出てきてもあまりよろしくないことだと思いますので。

今回、最初の年度だからいろいろあるのはしようがないと思うのですが、令和6年度1回して、今もやっているわけですよね。一般質問のときは事業自体の今後の方向性みたいな質問でし

たけど、実際の定員よりも少ない助成決定だったということを今後どのように生かしていくかという点についてもお聞かせください。

○宮川福祉保健部長寿社会課長 今年度につきましては、補聴器の利用による介護予防への効果等をより効率的に検証するため、モデル事業への参加者数の上限を100人としており、また、令和6年度は上限50人に対して39人の助成にとどまつたことから、スケジュールの前倒しを図るとともに、繰り上げて参加していただく方を40人として実施しております。

○沼崎委員 よく分かりました。ぜひ、定員に近い人数に助成がされるように期待しております。

これは一般質問のときにも申し上げましたけれども、全国でもかなり進んでいるというか、もともと、東京都港区とか、山形県山形市とか、幾つかの自治体で始めたもので、2年前、民生常任委員会の委員会視察で港区に行って、いろいろと伺ってきて、それもあって旭川市でも行われているようなものと考えており、私としても割と思い入れのある事業でございますので、ぜひブラッシュアップしていっていただければというふうに思います。

この項目については以上で終了させていただきます。

では、2つ目として、4款1項2目のがん対策費についてお伺いいたします。

がんというと日本人の死因の第1位ですので、がん対策というのは常にどんどんやっているかなきやいけないものであろうと思っておりますが、がん対策費の令和6年度の事業概要及び決算について、まずお聞かせください。

○渡辺健康保健部次長 本市のがん対策事業につきましては、がんの早期発見、早期治療により、がんによる死亡者数の減少を図ることを目的として、がん検診やがん予防意識の普及啓発を実施しております。

がん検診につきましては、厚生労働省が定めるがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に準拠し、胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がんのほか、旭川市独自の検診として、20歳から49歳までの方を対象に、子宮がん検診と同時受診できるHPV検査と20歳の方を対象にピロリ菌検査を実施しております。

また、がん治療に伴う脱毛等の外見変化による心理的負担を軽減することで就労等の社会参加の継続及び療養生活の質の向上に寄与することを目的にアピアランスケア助成事業を行っております。

次に、令和6年度がん対策費の決算額についてですが、歳出の予算額は、2億4千617万1千円に対し、決算額は2億4千435万3千733円で、不用額は181万7千267円となっており、歳入の予算額は、国の補助金54万円に対し、決算額は40万1千円となっております。

○沼崎委員 市独自の取組としてのHPV検査、ピロリ菌検査もやっていて、また後ほどお伺いいたしますが、令和6年度からはアピアランスケア助成事業というのも始めているなど、旭川市として非常に積極的に取り組んでいるということがよく分かりました。

大事な事業ですので、せっかくなら多くの方に受けていただきたいなど皆さんも思っていらっしゃると思うのですが、がん検診の受診者数と受診率の推移はいかがでしょうか。

○渡辺健康保健部次長 がん検診の受診者数及び受診率の推移についてでございます。

まず、受診者数につきましては、新型コロナ感染症が流行する前の平成30年度の胃、肺、大腸、乳、子宮の5つのがんの総受診者数が5万6千176人であったのに対し、新型コロナ感染症の影響を最も受けた令和2年度の5つのがん検診の総受診者数は4万6千543人で、9千633人減

少しており、昨年度の5つのがん検診の総受診者数は4万7千913人で、平成30年度より8千263人の減で、令和2年度より1千370人増となっております。

次に、受診率につきましては、平成30年度の胃がん検診が7%、肺がん検診が9%、大腸がん検診が12.5%、乳がん検診が25%、子宮がん検診が28.4%であったのに対し、令和2年度は、胃がん検診が5.2%、肺がん検診が7.2%、大腸がん検診が10.8%、乳がん検診が20.8%、子宮がん検診が25.8%で、全てのがん検診で大きく減少したところであります。

昨年度は、胃がん検診が5.1%、肺がん検診が7.7%、大腸がん検診が11.5%、乳がん検診が24.1%、子宮がん検診が28.6%で、乳がん、子宮がん検診は受診率が戻りつつあります。

全体的には、受診者数及び受診率ともに新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少した後、乳がん、子宮がんは回復傾向にあり、胃、肺、大腸はほぼ横ばい傾向で推移しております。

○沼崎委員 コロナの影響から戻りつつあるということで、それ自体は歓迎すべきことなのですが、数字を聞くとあまり高いとは言えず、むしろ低いんじゃないのかなという印象を受けるんですけども、高い、低いの比較も大事ですので、がん検診の受診率について、ほかの市町村の状況というのはどうなっているのでしょうか。

○渡辺健康保健部次長 日本で実施されているがん検診は、市区町村による対策型検診、人間ドックなどの任意型検診、職域によるがん検診に大別され、各データが一元的に管理されていないこともあります、がん検診の受診率を統一的に把握することは難しい状況でございますが、対策型のがん検診については総じて受診率が低い傾向にあるものと認識しております。

その上で、算定条件が違うため、先ほどの答弁とは数字は変わってきますが、統一的な市区町村の比較が可能な厚生労働省の令和5年度地域保健・健康増進事業報告によりますと、胃がんは、北海道平均4.9%に対して、本市は4.2%でマイナス0.7ポイント、同様に、肺がんは4.2%に対してマイナス1.1ポイント、大腸がんは4.9%に対してマイナス0.2ポイント、乳がんは14.5%に対してプラス3.2ポイント、子宮がんは17.4%に対してプラス2.2ポイントとなっており、本市の受診率が道内市町村の受診率の平均と大きく乖離している状況ではございませんが、胃がん・肺がん・大腸がん検診は低く、乳がん・子宮がん検診は高い状況でございます。

○沼崎委員 他都市とか全道とかとの比較をありがとうございます。

任意で人間ドックなどを受けている方は市町村の検診は受けないということだと思いますので、そのパーセンテージだけを見て必ずしも健康意識が低いということになるのでもないのだろうなと思いますけれども、やはり、実際に受けていない方も結構いらっしゃるんだろうなという印象でございますので、ぜひいろいろと周知等を進めていっていただければと思います。

次に、各がん検診の内容で、多分、そんなに侵襲的な、検査を受けるのが怖いなと思うようなものでもないと思うのですけれども、どういった内容の検査を行っているのかもお聞かせください。

○渡辺健康保健部次長 本市のがん検診の検査内容についてですが、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診につきましては、40歳以上の市民を対象に年1回受診可能とし、胃がん検診は胃部エックス線検査を実施し、肺がん検診は、胸部エックス線検査のほか、医師が必要と認めた場合は併せて喀たん細胞診を実施し、大腸がん検診は便潜血検査を実施しております。子宮がん検診につき

ましては、20歳以上の偶数年齢の女性を対象に2年に1回受診可能とし、子宮頸部細胞診を実施しており、医師が必要と認めた場合は体部細胞診も併せて実施しております。

また、旭川市独自の検査として、20歳から49歳の子宮がん検診対象者のうち、希望者に対し、HPV検査を実施しております。

乳がん検診につきましては、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に2年に1回受診可能とし、マンモグラフィー検査を実施しており、40歳から49歳までの方は2方向、50歳以上の方は1方向撮影となっております。

そのほか、20歳の方と国民健康保険加入者のうち35歳から70歳までの5歳刻みの年齢の方を対象に採血によるピロリ菌検査を実施しておりますが、がん対策費で支出しているのは20歳の方を対象としたピロリ菌検査のみでございます。

○沼崎委員 エックス線とか採血とかで、検査をためらうようなものでもないと思うし、子宮も頸部検診なんかは、多分、綿棒で拭うぐらいですよね。体部細胞診になると結構痛いときもあると聞きますけど、それは医師が必要と認めた場合ということで、いずれもそんな怖いような検査でもないで、ぜひ多くの方に受けていただきたいと思います。

特に、最近、年に1回のがんの健康というものを厚労省で発表していますよね。肺臓がんなんかはあまりよろしくないみたいですが、胃がんとか大腸がんとか、そういったものは早めに見つければ、そんなにも怖がるような病気でもなくなってきたと聞きます。また、子宮頸がんなんかは、検診とHPVワクチンの組合せによって、ほとんどの国では撲滅可能な病気になってきて、そのうち、放っておいたら日本の風土病になっちゃうんじゃないかななんて冗談で言うお医者さんもいますけれども、やっぱり、がん対策は本当に大事ですので、ぜひ受診率の向上と検診の周知に力を入れていただければなと思います。

最後に、令和6年度からスタートしましたアピアランスケア助成事業について、最初の年度はやってみてどうだったのか、そして、令和6年度の当初見込みと実績についてもお聞かせください。

○渡辺健康保健部次長 アピアランスケア助成事業の令和6年度の当初見込みと実績につきましては、当初申請見込みが180件、予算額300万円に対し、実際の申請件数が93件、決算額が152万3千円となっております。

助成の内訳につきましては、ウィッグが90件で150万7千円、胸部補整具が3件で1万6千円となっております。

アピアランスケア助成事業につきましては令和6年8月より開始した事業ですが、当初の見込みより申請件数が少なかったことを踏まえまして、今後は、事業の認知度を向上し、必要としている市民に情報が届くよう、医療機関と一層の連携を図りながら周知に取り組んでまいります。

○沼崎委員 こちらもまだスタートしたばかりで、しかも、年度途中の8月からのスタートということでまだ御存じなかった方もいらっしゃったのだろうと思いますけど、多分、潜在的にはこういったものを望んでいる市民の方も多くいらっしゃると思いますので、ぜひ、周知等をよろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○品田委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

○品田委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○上野委員 皆様、改めまして、おはようございます。

10月になりました、めっきり朝晩が寒くなりました。何か、昨日は旭岳に初冠雪が見られたということで新聞でも読ませていただきました。また、10月というのは、私ごとではあるのですけれども、来週に誕生日がありまして、70歳、古希を迎えます。

それで、今日、私は2項目やるのですけれども、両方とも福祉保険部の皆様にお世話になることをお願いいたします。

これまで、私は、福祉保険部に関わる介護であるとか、障害者に対するものであるとか、そういうことになかなか質疑の中で触れることができませんでした。ただ、70歳を迎えるに当たって、この1年、2年で、介護とか身障者とかを自分事のように感じております。

まず、今日、初めにやる介護施設の問題についてです。

私の知り合いが介護施設を経営していたのですけれども、人材不足によって、また、ほかの理由もございますけれども、昨年、残念ながら経営を断念したという話がございました。

そして、次にやる地域まるごと支援員のことにつきましても、私自身、この8月に股関節の手術を行いました、今もつえをつきながら歩いているのですけれども、身障者の手続等もやらせていただきました。また、私の周りに、独居老人と言っていいのか、私より若いのですけれども、68歳になる仲間への連絡が途絶えてしまって、心配で地域包括支援センターにお願いをして、福祉保険部の皆様にも様々なお手伝いを願って病院に入院するまでに至っているということもあります。

私の知らなかつた部分ですが、福祉の政策というのは本当に市民に直結した非常に大事なものだと感じております。

今日は、2項目についてやらせていただきます。

まず、3款1項3目介護人材確保支援員ということでお願いします。

ライナーが好きでいつも見るのですが、今日の朝も出がけにライナーがちょうど来ていたのですね。私がもし議員を辞めたら何の仕事をやろうかなということで、ああいう情報を見るが好きで、これならできるな、これは無理だなと自分なりに判断するのです。それで、介護に関わるもの�数えたら、今日は割と少なかったのですけど、それでも8つ出ておりました。介護補助員、それから、特に多いのが夜勤で、夜間に介護をする方が少ないということで皆さんお困りになっているようですね。それから、ちょっと見え隠れするのですけども、車の運転です。これは訪問介護なんかに関わることだと思うのですけど、そういう方も不足していることがございました。

そこでまず、一番最初に、3款1項3目介護人材確保支援費についてお聞きいたします。

決算ですので、決算概要をお示しいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 介護人材確保支援費につきましては、少子高齢化の進展に伴い、介護及び福祉サービスの需要拡大や多様化が見込まれる中、それらの担い手の確保が課題であることから、安定的な人材確保と離職防止に向けた取組を推進することを目的としております。

令和6年度は、介護助手導入推進事業、介護のしごと魅力アップ推進事業、外国人材確保支援事

業、介護人材養成支援事業を実施しており、決算額は863万9千600円で、財源は、特定財源789万1千円、一般財源74万8千600円となっております。

○上野委員 ただいま決算概要をお示しいただきましたが、大きく4つの事業が行われているということですね。それぞれの経営者たちも広告を出したり、いろんな努力をしているのですけれども、市もそれなりに予算を使ってこれらの事業を進めているということが理解できました。やはり、安定的な人材確保というのが最終的な目標なのかなと思いますけれども、期待をしているところであります。

それでは、次の質問です。

先ほどライナーの話もしましたけれども、私が聞くところによると、経営が駄目になった経営者の話も含めて、介護関係の求人というのは非常に困っているのだという状況を耳にするのですけれども、実際の数値がどのような状況になっているのか、把握しておりますたらお聞かせ願いたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 令和4年度に市内に所在する介護サービス事業所を対象として実施した旭川市介護サービス事業所実態調査によりますと、職員の過不足状況について回答のあった事業所のうち、程度の差はありますが、約66%の事業所が不足感がある旨を回答しております。

○上野委員 令和4年度の事業者へのアンケートによると66%が不足感があると。これは令和4年度で、それからさらに年が進んでおりますので、現在はもっともっと増えているのではないかと推察されるところです。

次ですが、人材確保のために4つの事業を行っているということですが、先ほどの項目だけではなくて、もう少し詳しく内容についてお示しいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 まず、介護助手導入推進事業につきましては、元気高齢者の介護現場への参入を支援するため、事業所向けセミナーの開催や元気高齢者向けの説明会及び相談会を実施しております。

次に、介護のしごと魅力アップ推進事業につきましては、広く市民の方に介護の仕事のやりがいや魅力を発信するため、写真展の開催や中高生向けのパンフレットの作成及び配布を行っております。

次に、外国人材確保支援事業につきましては、多様な人材の確保を図るため、市内の事業所を対象としてセミナーを実施しております。

次に、介護人材養成支援事業につきましては、介護関連職種のうち、特に事業所において不足感が強い訪問介護員の確保に資するため、介護職員初任者研修の開催等を実施しております。

○上野委員 ただいま事業内容を聞くと、先ほどの4つのうち、介護助手導入推進事業につきましては元気高齢者が対象なのですね。私もこれに当てはまるのか、今、私はけがをしているから元気高齢者にはならないのかなと思って聞いていました。

ただ、私が病院に入院しているときも、介護の補助や掃除をされる方、ごみを集めの方は、ちょっと見たら私よりかなり高齢の方が働いておりますね。やっぱり、そういう方の力を借りなければならないような現状があるのだということだと思います。

4つある中で、介護人材を今日のライナーでも募集をしていたのですけれども、介護施設からほかの介護施設に移るという話もたくさん聞くのですね。もちろん、それには、給与の面だとか、そ

ういう条件があると思うのですけれども、そうやっていたら、今度はそこで足りなくなって、いつまでも解決しないんじゃないかなと思うんですね。

また、私は、3番目に出てきた外国人材確保支援事業について大変興味がございまして、先だって、市役所の1階でそういう集いがあって、介護施設の方とちょっと話をしたら、うちには働いている人がいるという話を聞きましたし、実際、旭川の現状として、介護関係の施設においてどの程度の外国人の方が働いているのか、もし情報があれば教えていただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 令和4年度に市内に所在する介護サービス事業所を対象として実施した旭川市介護サービス事業所実態調査によりますと、事業所内に外国人労働者がいると回答した事業所の割合が5.1%にとどまっておりますが、北海道労働局によりますと、上川中部圏域及び上川南部圏域において、特定技能の在留資格を持つ外国人労働者について、介護分野では、令和4年10月1日時点で28人であったものが令和5年度は74人、令和6年度は159人へと増加傾向にございます。

○上野委員 やっぱり予想どおりですね。人数が徐々に増えてきていて、令和6年度は159人ですから、今年度にまた調査をすれば、それよりもかなり増えているんじゃないかなと思っています。

私は、外国人の力というのではなく前から必ず必要だと思っておりました。人口減少がこれだけ進んできて、先ほど申し上げましたように、人の取り合いを地域の中で行って、例えば、北海道の中で行っていては切りがないと思っていますし、必ずや外国人の力が必要になってくる時期が来ると思つておりました。そして、今、まさに予想どおり、このような事態が出てきたのかなと思っていますし、この事業については大変期待しているところであります。

それでは、外国人材確保支援事業ではどのような取組をしているのか、お示しをいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 外国人材確保支援事業につきましては、多様な人材の確保を図るため、市内の事業所を対象として、外国人雇用実績のある事業所の事例紹介や事業所間での情報交換を内容とするセミナーを昨年10月に実施しております。

参加者は、15事業所、20名で、事例紹介として参加した事業所からは技能実習生2名も参加し、情報交換に参加しております。

なお、この取組に要した費用は事例紹介として協力をいただいた方への報償費2万8千円となっております。

○上野委員 ただいま金額を聞きましたが、報償費の2万8千円しか事業費として使われていないということなのですね。聞くところによると、庁舎を会場として使われたので、会場費がかからなかつたということですね。それにしても報償費が2万8千円と非常に少ない金額ですね。この事業は令和6年度が初めてということで、様子を見ながらの実施でもあったのかなと感じます。

それでは、実際にセミナーの中で内容について説明をした業者がいらっしゃると思うのですけど、その業者についてはどのような方だったのか、お示しをいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 セミナーでは、外国人材受入れの制度や仕組みについて、札幌市を拠点として、市内でも支援の実績がある登録支援機関から説明を受けております。

また、市内で実際に受け入れている事業所の事例紹介については、特別養護老人ホーム等を運営している3法人から説明を受けております。

○上野委員 札幌市を拠点とした旭川市内でも実績のある登録支援機関が説明をしているということでした。

私も4年前か5年前ぐらいに旭川で1度行われたセミナーに行きました、本当は議員さんは勘弁してくださいと言われたのですけども、無理にお願いして聞いたことがあります。

非常に手慣れた感じで、流れるように話が進んでいて、ああ、こういうふうに進めていくのだな、他都市ではそういったことがどんどんやられているのだなと感じていたのを思い出します。そして、昨年度、初めて旭川でそういうことが実施されたということですね。そういうことからしても旭川の取組というのにはかなり遅れているのかなという感じがしています。

それでは、セミナーに参加した方々の感想がもしあればお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 セミナーの実施時に参加者を対象としてアンケート調査を行っており、その結果によると、セミナーに参加した理由は、外国人材受入れの制度や仕組みを理解したかったから、実際に受け入れている事業所の話を聞きたかったからの選択者がそれぞれ20名中9名となっております。

また、セミナー参加後の感想として、外国人介護士の受入れ支援を行う事業者による制度面での説明について、大変参考になったと参考になったの選択者が合わせて15名、雇用している事業所による事例紹介について、大変参考になったと参考になったの選択者が合わせて17名、外国人介護士の受入れ支援を行う事業者や雇用している事業所も加わりながらの情報交換会について、大変参考になったと参考になったの選択者が11名となっております。

○上野委員 参加者の反応についてはすこぶるいいようですけれども、事業を行った者として成果をどのように考えているのか、お答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 令和6年度はセミナーの開催が主な事業内容であります、そのアンケート調査の結果から事業所の関心には一定程度対応できる内容であったと認識をしております。

同時に、アンケート調査によれば、外国人材の受入れに当たって課題となっていることについて、費用面の負担が大きいの選択者が7名、外国人材を指導できる職員がいないの選択者が6名、生活面や学習面での支援体制が取れないの選択者が4名などとなっており、多方面にわたる受入れ環境の整備が必要であることも見えてきたところであります。

○上野委員 そういうアングルや成果を通して、行政がやるべきことはだんだん見えてくるのではないかなと思っています。

私が予想するように、外国人材を指導できる職員がいないというのには言語や何かの問題も大きく関わってくるのかなと思いますし、様々な面で外国人とともに働くことの難しさというのはこういったことが要因になっているのかなと思います。

私も全国各地に視察に行きましたけども、多くの外国人労働者がいました。しかし、中には、長く仕事をし続けていける人材とすぐ辞めてしまうような人材があります。仕事が長く続かず、辞めてしまう理由についてはどのようなものだとお考えなのか、お示しいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 国の分析によりますと、外国人労働者の雇用管理に関して重要な点として、文化や雇用慣行のギャップが存在しているため、就業規則等を分かりやすく説明することや組織全体で従業員間のコミュニケーションの円滑化に取り組むことが必要であるとされており、

そのことからも事業主や日本人従業員に対する働きかけも併せて行っていくことが必要であると考えております。

○上野委員 せんだって、私も現場で働く労働者の方と話したところ、外国人を使っているんだという話をしていましたけども、やっぱり、ああいう現場というのは早急に物事を、例えば、そのものをこっちに持ってこいとかなんとかということがあるんですね。でも、それを持ってきてくださいという正しい日本語では言わないわけで、持ってこいとか、そういう簡潔な言葉で言いますよね。そういったときのコミュニケーションがやっぱり難しくて、おまえ、駄目だ、そっちへ行け、日本語の分かるやつを連れてこいというような話が現場ではよくあるということなのです。

やっぱり、組織全体でコミュニケーション力をきちっと整えていかなきゃならないのかなと。こちら日本人側の心構えももちろん当然必要なのかなということが課題として見えてくるなというふうに思います。

それで、このことについて、この部署だけではなくて、庁内の他の部署との連携というのはやっているのかどうか、お聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 庁内の部局間連携による効率的で効果的な人材確保や雇用施策の推進を図ることを目的として設置している旭川市人材確保促進庁内連絡会議の構成員として福祉保険部からも担当職員が参加しており、それぞれの取組について情報交換等を行っております。

○上野委員 この旭川市人材確保促進庁内連絡会議というのは外国人についてだけではないですね。きっと普通の雇用問題を語るというだけで、外国人に特化した会議とは違うということですね。

私が望んでいるのは外国人に特化したことの連携が庁内で行われていればいいなという意味で聞いたのですけども、今は行われていないということで理解しました。

それでは、今まで聞いた中で様々な問題が出てきましたけれども、市としても、外国人材の労働力については、市長も含め、様々なところで必要性というのが報じられておりますけれども、今後の事業展開の方向性についてはどのようにお考えか、お示しいただきたいと思います。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 介護及び福祉サービスの需要拡大や多様化が見込まれている中、それらの担い手の確保に向けた取組の一つとして、外国人材に関する取組は引き続き進めいくことが必要であると考えております。

また、外国人材の受入れについては、介護及び福祉分野にとどまらず、幅広い分野で検討されており、生活面や学習面での支援体制など、各分野で共通する課題もあるものと認識しております。

そのため、関係部局との連携や他都市における取扱い事例などの情報収集を行うとともに、介護及び福祉分野においては、引き続き市内の事業者を対象とするセミナー等の開催による制度面の情報提供や受入れ事例の紹介などに取り組んでまいります。

○上野委員 ただいまの答弁の中の生活面や学習面での支援体制の部分については大切なキーワードだと思います。また、関係部局との連携についても触れていただきました。大変ありがとうございます。

関係部局との連携というふうになると庁内全体の問題になりますので、最後は副市長にお言葉をいただきたいと思います。

市長も一般質問の答弁の中で外国人材との共生という言葉を使って今後に期待しているような話

をされておりましたが、旭川市として、どのような課題認識を持ちながら、今後どのような取組を進めるべきか、お話をいただきたいと思います。

○中村副市長 少子高齢化と人口減少というものが進む中、様々な業界で人材確保が課題となっているというふうに考えております。

各業界では、事業者が中心となり、業務の内容でありますとか性質を踏まえて、先端技術の活用でありますとか給与面での改善など、様々な対応策が講じられてきております。

外国人の受入れにつきましては、こうした取組のほか、これまでにも取組がなされておりますが、さらに推進するためには、さきの一般質問にもありましたように、単なる労働力としてではなくて、地域社会を構成する一員として受け入れ、日本人と外国人が互いに尊重して、安全、安心に暮らせる共生社会を実現していくことが重要であると考えております。

今週の日曜日ですけれども、まちなかの清掃事業、それから、ポイ捨て禁止の啓発活動を行いましたけれども、その催物にもかなりの外国人の方が参加しておりました。地域でまとまって参加していたのか、事業所として参加していたのかは分かりませんけれども、そういういろいろな旭川市の事業でありますとか催物に参加することも地域になじんでいくということになっていくのかなというふうに考えております。

介護現場をはじめとします各種業界においては、日本人も外国人も持っている資格や能力を十分に発揮でき、やりがいを感じてもらえるような職場環境づくりとともに、地域社会の一員として安心して過ごすことができるという日常生活環境の安定に取り組んでいくことが大変必要なことだというふうに認識しております。

○上野委員 大変ありがとうございました。

私自身も、以前から話しているように、短い期間ですけど、海外でお世話になったことがあります。多分、その人たちにすれば、変な日本人だな、言葉も分からぬでちょろちょろしているなというふうに思われたんじやないかと思うのですけれども、地元の方に温かく迎え入れられたから任務を遂行することができたという思い出があります。

先ほども話しましたように、途中で仕事を投げ出して帰ってしまう人、いなくなってしまう人、それから、大きな犯罪等に関わる人なんかもニュースで大きく取り上げられますけれども、やはり、その根底には、インフラをきちんとそろえてやる、衣食住をきちんと確保してやる、それプラス、受け入れる側が共生の心を持って、共に働きましょうという気持ちがなければ、単なる労働者としての意識だけではなかなか根づいていかないのかなと。そういう意味では日本の歴史上からも非常に難しいものがあるのですけれども、今回の事業を通し、少しずつ日本人にも理解してもらって、海外の人たちが働きやすい環境をつくっていただければ、この事業については今後に期待して、この質問については終わらせていただきます。

それでは、引き続き、3款1項1目の地域共生社会推進費についてお聞きします。

これは先ほど私も話したのですが、最近になって私の知人がとんでもない状況になっているのですね。連絡がつかなくなっていて、さて、どうしたものかという感じです。我々仲間の言うことも聞かない人物なので、それで、とあるところに連絡したら、地域包括支援センターというのがあるから、そこに電話しなさいと言われて電話をしたところ、非常に的確にいろんなことを教えていただきました。そして、先ほど申し上げたように、入院に至りました。今後の課題もまだ多いのです

けれども、そういった事態がありました。

また、その以前から地域まるごと支援員という言葉にすごく興味がございましたし、何をする人なのかなということもありましたので、取り上げさせていただきたいと思います。

令和6年度の地域共生社会推進費についての事業概要と決算額をお示しいただきたいと思います。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 本事業は、誰もが活躍し、地域で支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、地域福祉計画に基づく事業として、主に包括的支援体制の整備に要する経費を計上しており、地域まるごと支援員の配置等により、複雑化、複合化した問題を抱える方に対する個別支援と困り事を身近で支え合って解決するための地域づくり支援を行っています。

令和6年度の決算額は、歳出では、地域まるごと支援員の配置に伴う委託料7千390万円、重層的支援体制整備事業交付金の国と道への償還金476万5千円、その他事務費8万7千240円で、歳入は、重層的支援体制整備事業交付金として、国から3千429万8千円、北海道から1千714万9千円のほか、介護保険事業特別会計から、繰入金896万9千884円、一般財源が1千833万5千356円で、歳入歳出合計は7千875万2千240円となっています。

○上野委員 ただいま答弁をいただきましたけど、それだけを聞いても何をやるのかということは分からず、地域まるごと支援員って何をやるのかなと思うと思われます。

委託料という言葉が出てきましたが、これは社会福祉協議会に委託をしているということですね。私が最初に疑問に思ったのは、社会福祉協議会には市から補助金も行っているはずで、それプラス委託料ということは、また人件費を払うのかということでした。しかし、令和4年度の国の事業として交付金が国と道から下りるということで計画されたということを聞いて、ああ、そういう意味かとなりました。それで人材を増やして、その中身が今後これから聞いていく内容に深まっていったのかなというふうに捉えております。正直なところ、最初はなぜそんなに社会福祉協議会にお金を出すのかなという素朴な疑問を持っていたということです。

それでは、令和6年度における地域まるごと支援員の人数、それから、どのような資格を持っているのか、実際にどういう活動を行っているのかについてお示しいただきたいと思います。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 令和6年度からは2名増員し、支援員10名と統括支援員1名の計11名として体制を強化したところでございまして、旭川市社会福祉協議会に業務を委託し、社会福祉士、精神保健福祉士等のソーシャルワークに関わる有資格者や、福祉分野における相談支援機関または地域支援に関わる活動で実務経験を有する者を配置することしております。

個別支援では、新規の相談件数が124件で、相談や関係機関によるケース会議などを3千819回実施し、そのうち、24件は助言や関係機関への引継ぎにより解決することができましたが、残りの100件については令和7年度において継続して丁寧に対応しているところでございます。

地域づくり支援では、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会など、地域、団体との連携体制の構築に向け、地域課題を共有する会議や行事への参加が797回、ふれあいサロンなど、通いの場を運営している団体や、買物の同行、子ども食堂などを提供している団体を把握するとともに、ボランティアを養成し、支援を必要としている人とのマッチングをする活動が92件、地域課題の整理を進め、課題解決を進めるための具体的な対応策を協議する会議の開催、参加が135回となっております。

○上野委員 ただいまの説明によると、役割としては個別支援と地域づくり支援の大きく2つに分かれる。個別支援については、124件のうち、24件がほぼ解決の方向に向かっていったということですね。

私も、今回の自分のケースがこんなにスムーズにいくと思っていなかったのですけれども、出されている支援事例集の写真等を見たり、中身を聞くと大変困難な事例が多くて、本当に大変な仕事をされているのだな、活動をされているのだなというふうに思います。

それでは、個別支援の相談内容というのは実際にどのようなものなのか、お示しください。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 令和6年度の主な相談内容は、メンタルヘルスや障がいの疑いなど、身体等の課題が258件、生活困窮など、経済的課題が163件、社会的孤立など、家族、社会性の課題が134件など、合計623件となっており、新規の相談124件に対し、複数の課題を抱えている世帯が多く、解決までの期間が長期化する傾向にあります。

○上野委員 ただいま相談内容はどのようなものかを聞きましたけども、先ほども言いましたように、かなり困難で、複数の課題を抱えていると。要するに、本人だけの問題ではなくて、本人を取り巻く家族にも問題があったり、障害を持っていたり、そのほか、経済的な問題だとか、様々な問題を含んでいるということあります。

それでは、個別支援の支援内容としてはどんなことをやっていくのか、そういう相談を受けたとき、地域まるごと支援員はどのような動きをされるのかということについてお示しいただきたいと思います。

○尾藤福祉保険部福祉保険課主幹 福祉分野の基本的な相談につきましては、高齢者に関する相談は地域包括支援センターが対応しているなど、障害者、子ども・子育て、生活困窮について、それぞれ相談機関がありますが、相談内容が福祉制度の対象外となるはざまにあるときや複数の関係機関の支援が必要なとき、地域まるごと支援員に引き継がれ、対応しております。

必要に応じて具体的な支援を検討する重層的支援会議を開催し、関係機関が集まって情報を共有し、適切な役割分担による支援などの調整を行っております。

○上野委員 今の答弁の中に私が大きく誤解をしていた部分があったんですよね。

地域まるごと支援員だから、私自身が困ったら、地域まるごと支援員に直接お願いして、その人が全てやってくれるのかなと思っていたのですが、今の答弁でも出てきたように、それは違うと。ある程度の高齢者であれば地域包括支援センターにお願いをして、そこでやっていくと。または、民生委員の方がいたり、ほかの分野の方がいて、そこに申込みをするのだけれども、実際に解決に至るまでに複合的にいろんなものが重なっていたときに地域まるごと支援員が活躍する場面が出てくるのだということの答弁だったかなと思っております。

それでは、市民だとか地域包括支援センターとの連携というのはどのようになされるのか、お聞かせください。

○鈴木福祉保険部次長 複合化、複雑化した課題に支援機関が連携して対応していくためには、地域まるごと支援員の活動内容の理解を広げていくとともに、相互の役割ですとか、支援方法などの情報共有や共通理解を図っていくことが重要でありますので、関係機関研修会を開催することが必要であると考えており、令和6年度は9月と1月の2回開催しております。

この関係機関研修会では、個別支援を通じた経験から、より実効性のある支援体制の構築を進め

ていくため、従来の福祉分野の事業者や団体だけではなく、医療ですとか、学校、就労支援などの他分野の機関にも参加をいただき、相互の理解と円滑な連携体制の構築に努めているところでございます。

○上野委員 地域まるごと支援員の仕事というのがだんだん分かってきたなと思います。

一つの担当のところだけでは行き詰まってしまうというか、これから先はどうしていいのかとなるかと思います。私は、今回、地域まるごと支援員に頼まなかつたので、私が地域まるごと支援員みたいな仕事をしたのですけれども、途中で、この後、どうしたらいいんだろう、もうこれ以上先に進めないなという기가やっぱりあったんですね。

ちょっととしたヒントをいただいて、それで手織り寄せていったわけですけれども、そういうときにもうちょっと早くこのことを勉強していけば地域まるごと支援員を動かしてくださいとお願いしてきたのかなというふうに思っています。

このようにまだまだ課題は多くあると思いますが、その課題についてお示しをいただきたいと思います。

○鈴木福祉保険部次長 今お話がございましたように、特に、孤立している世帯ですとか、自ら支援機関に相談できない方につきましては、発見が遅れまして、問題も深刻化し、解決に長期間を要するですとか、日常的な見守りや公的制度では手が行き届かないちょっとした困り事に地域まるごと支援員が直接対応していくことにも限界があることが課題となっております。

このため、可能な限り早期に発見し、身近な地域でできる範囲で支えるような仕組みを構築していくことが重要と認識しておりますので、引き続き地域での支え合い活動を後押しする地域づくり支援を行ってまいりたいと思っています。

○上野委員 今、課題の中に出てきたように、発見ですよね。ただ、発見しても、どこに頼んでいいのかが分からぬというのが実態なので、その辺がやっぱり大きな課題なのかなと思っています。

視点を変えて、地域づくり支援の具体的な内容についてもお聞かせください。

○鈴木福祉保険部次長 地域づくり支援では、特に住民同士のつながりが希薄化する中では、まずは、地域住民の交流ですとか、活躍の場を生み出すコーディネートを通じまして、住民同士の顔が見える関係性を育み、地域課題の解決の土台づくりが必要と考え、こういった取組を支援しているところです。

具体的な事例といたしましては、地域住民や団体が連携した多世代交流イベントでは、商店会の協力により、子どもたちが調理、作成したものを販売するといった体験を得る機会を創出するとともに、地域住民、近隣の高校生、学生、ボランティア活動団体などが企画や周知を担うことにより、参加した子どもたちと運営に当たった地域の方々の距離感が縮まり、地域課題の解決に向けた基盤づくりということをやっております。

○上野委員 ただいま地域づくり支援についての内容を示していただきましたけども、そういう活動を通しながら、先ほど言った発見につながるというか、この方がそういう仕事をしているのだということを市民に知ってもらうこともすごく大事なことなのかなと。それによって、困ったときはそこに連絡すればいいと、学生も含め、多くの市民の方が気づければいいのかなと思って聞かせていただきました。

それでは、地域づくり支援に関する課題もあると思いますので、その対応策についてお聞かせく

ださい。

○鈴木福祉保険部次長 地域づくりにおきましては、町内会などの地域福祉活動を担う人材ですか団体の不足が深刻な課題となっておりますことから、今後につきましては、関係機関や地域住民との連携を深めつつ、ボランティアや住民活動団体などの地域の福祉の担い手の発掘ですとか、育成を進めていくことが重要と考えております。

○上野委員 一般質問の中でも町内会の話題がたくさん出ましたけども、やっぱり、どこでも人材不足というか、そういう集まりをするにしても、なかなか人が集まらないという同じような悩みがそこにはあるのだなというふうに思っています。

そして、地域づくりを通しながら市民への啓蒙を進めていくということなのですけれども、これまで市民への周知はどのようにしてきたのか。私が知らなかつたせいもあるのですけれども、足りないのではないかという気がしているのですよね。

そして、地域まるごと支援員についてですが、聞いたとき、何が丸ごとなのかなと思いました。ネーミングには非常に興味を持つのですけれども、やる仕事についてはなかなか市民のところまで浸透していないような気がするので、その辺についてお示しください。

○鈴木福祉保険部次長 地域まるごと支援員の配置は令和4年度にスタートした事業でございますが、事業開始時におきましては、まずは市民にとって身近な相談役である民生委員や地区社会福祉協議会などを訪問し、周知したところでございます。

その後、関係機関との連携による個別支援の実績ですか経験を積み重ねる中で医療や介護などの支援機関に関係機関研修会の参加を求め、活動内容などの周知を拡大してきたところでございます。

また、市民に対しましては、地域まるごと支援員について発信する通信を年に3回作成し、ホームページ等に掲載するとともに、SNSでも活動の周知を行っているところでございます。

○上野委員 地域まるごと支援員の仕事内容や今後の課題等についてだんだん見えてきました。

最後の質問になりますけども、今後の地域まるごと支援員が行う支援を含め、本事業の今後の展開についてお示しいただきたいと思います。

○川邊福祉保険部長 ただいま次長と主幹から地域まるごと支援員の令和6年度の取組状況ですか課題についてお答えを申し上げました。

その上で今後の展望ということでございますけれども、高齢化や単身化が進んで住民同士の結びつきが薄れた今の地域社会にあっては、支援を受けたくても受けられない、あるいは、日常のちょっとした困り事があっても身近に相談相手がいない、誰に相談すればいいのか、そういういたケースが今後ますます増えていくんだろうなと考えております。

そうした方々を既存の支援制度や支援機関にスムーズにつなげていく、あるいは、それらをうまく組み合わせる、あるいは、どう拾い上げれば制度に乗つかっていくか、その方法を考えいくと、そういういたきめ細やかで丁寧な制度運用、あるいは、関係機関とのコーディネートが不可欠なのだろうと思っておりまして、本市ではそれを地域まるごと支援員という仕組みとして整ってきたところであります。

この取組自体は令和4年度から開始しておりますけれども、課題も多く、一朝一夕に進むものでもございません。今も一つ一つ課題を解決しながら走っているところでありますが、我々としては、

様々御意見をいただきながら、これを着実に進め、地域に根づかせていくということで地域福祉計画が目指す誰一人取り残さない安心で安全な地域の実現を目指してまいりたいというふうに考えております。

○品田委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

---

再開 午前11時09分

○品田委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中村のりゆき委員 おはようございます。

それでは、4項目質疑をさせていただきたいというふうに思っているのですけども、沼崎委員と重複する部分がございますので、同じ午前中のほうがいいのかなということで、先にその部分を取り上げさせていただきたいと思います。なるべく重ならないように質問させていただきたいと思います。

まず、4款1項2目のがん対策費についてお伺いをしたいと思います。

今、2人に1人が罹患をするがんということですけども、先ほど沼崎委員も言わされていましたけど、早期発見すれば怖い病気ではもうなくなりつつあるということで、肺臓がん以外は早く発見できればほぼ完治できる病気にもなっているということでございます。

それだけに早期発見できるところをどうサポートできるかということで、がん対策、がん予防、そういった施策というのは自治体としても重要な事業という位置づけになっているのかなというふうに私も認識をしているところです。

それで、まず初めに全体を聞かなきやならないということで、申し訳ございませんが、令和6年度のがん検診、がん予防など、がん対策に関わる各種事業の予算、決算に関して伺いたいというふうに思います。

○渡辺健康保健部次長 令和6年度のがん対策費の各種事業の予算、決算についてですが、がんの早期発見、早期治療により、がんによる死亡者数の減少を図ることを目的として実施するがん検診関連事業は、予算額が2億4千200万8千円に対し、延べ5万3千297人の方に各種がん検診などを実施し、決算額は2億4千184万6千143円となっております。

がん検診事業のうち、休日に行う日曜検診につきましては、国保特定健診とのセット型健診を2回、がん検診センターの施設検診を6回の計8回、延べ1千793人に実施しております。

このほか、個別受診勧奨やイベント等のがん予防意識の普及啓発を行う事業は、予算額が116万3千円に対し、決算額は98万4千590円で、がん治療により外見に変化があった方へ補正具等の購入費の一部を助成するアピアランスケア助成事業は、申込み件数見込みが180件、予算額300万に対し、申請が93件、決算額が152万3千円となっております。

○中村のりゆき委員 2億4千万円余りの事業費を使いながら様々な事業を展開しているということでした。がん検診に関わっても、セット型健診だとか個別勧奨だとかということで、なるべく多くの方ががん検診を受診していただけるようにといったことで頑張っていただけているのだなということも今の答弁で分かりました。

それで、事業ごとの財源内訳について確認をしたいというふうに思います。また、事業効果の受け止めについても伺いたいと思います。

○渡辺健康保健部次長 がん検診事業とアピアランスケア助成事業につきましては、全額が一般財源となっており、がん検診普及啓発事業につきましては、決算額98万5千円のうち、40万1千円が国の補助金で、残りは一般財源でございます。

なお、がん検診に係る令和6年度普通交付税の基準財政需要額に算入されている額は、財政課の計算で2億6千600万円程度となっております。

令和6年度のがん検診と普及啓発の事業成果についてですが、5つのがん検診の受診率が全て前年度を上回り、延べ受診者数も約1千人の増となったことから、がんの早期発見、早期治療の一助となったものと受け止めております。

また、アピアランスケア助成事業につきましても、がん治療に伴う外見変化に対する精神的な負担の軽減や社会参加の継続等の支援の一助になったものと受け止めております。

○中村のりゆき委員 今、財源についても確認したのですけども、がん検診事業とアピアランスケア助成事業については全額が一般財源であるということでした。ただ、基準財政需要額の算入額を確認すると2億6千600万円程度となっているということですので、決算額2億4千万円余りということを考えますと、ほぼ全てが基準財政需要額に算入されて、交付税措置がされている事業であると確認をさせていただきました。

また、普及啓発事業については、半分ぐらいですかね、2分の1ぐらいが国の補助金ということでお賄われているということも受け止めさせていただきました。

事業成果についても、今、答弁をいただきましたけども、5つの主要ながん検診の受診率は全て前年度を上回っているという御答弁をいただきまして、延べ人数では1千人増ということだったと思います。

第3次健康日本21旭川計画は令和6年から17年度までの12年間の計画ですけど、その初年度というところですから、そういったことからも力を入れていただいたのかなというふうに思っているところでございます。

それで、がん検診の過去の受診率の推移について、先ほども御答弁をいただいていたのですけれども、過去10年間の受診率について、幅広でお伺いしたいと思います。

○渡辺健康保健部次長 がん検診の受診率の推移につきましては、平成27年度から平成30年度まで、胃がん検診が平均7.1%、肺がん検診が平均9.2%、大腸がん検診が平均12.7%、乳がん検診が平均24.7%で推移しておりましたが、令和元年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に受診率が大きく減少しております。

胃、肺、大腸は、令和3年度以降も受診率が戻り切らない状況が続き、令和6年度は、胃がん検診が5.1%、肺がん検診が7.7%、大腸がん検診が11.5%にとどまっております。乳がん検診は、令和6年度が24.1%で、受診率が戻りつつあります。

子宮がん検診は、平成30年度の制度変更時の受診率が28.4%で、他の検診と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく受診率が低下しましたが、令和6年度は、28.6%と、過去10年で最も高い受診率となっております。

このほか、子宮がん検診の受診者のうち、20歳から49歳までの希望者に実施するHPV検査

の受診率は、平成30年度以降はほぼ11%台で推移しており、ピロリ菌検査の受診者数は20歳のピロリ菌検査が増加した一方、全体としては減少傾向で推移しております。

○中村のりゆき委員 今、10年間の傾向を確認させていただきました。

もちろん、コロナ禍でなかなか受診率が上がらなかつた時期はあるのですけども、平成27年度と比較してもまだ全体的には低い状態が続いているという答弁であったのかなというふうに思っております。

第2次健康日本21旭川計画における目標値との乖離がかなりあると思っています。もちろん、今答弁にもあるように、子宮頸がん検診の受診率のみは目標を上回っているということはあると思うのですけども、それ以外は目標を下回っています。ベースラインは平成23年度の受診率にしていると思いますけども、その要因をどのように分析しているのか、伺いたいと思います。

○渡辺健康保健部次長 令和4年度に実施した第2次健康日本21旭川計画の総合評価において、御指摘のとおり、子宮がん検診を除き、目標達成に至らなかつたところでございます。

その要因といったしましては、令和2年度の新型コロナウイルス感染症による検診の一時中止や受診控えによる受診率低下が大きく影響しているものと考えておりますが、そのほかの要因として、包括連携協定を締結している生命保険会社が令和6年度に実施したアンケート調査では、がん検診を受診しない理由として、受ける時間がない、必要なときにいつでも医療機関を受診できる、健康に自信があり必要性を感じないが上位項目となっており、平成28年度の内閣府の調査でも同様の傾向があることから、がん検診による早期発見のメリットが十分に浸透していない状況があるものと考えております。

○中村のりゆき委員 今、御答弁の中でもありましたけど、なぜがん検診を受けないのかというと、健康に自信があるとか、自分だけはがんにならないというようなことを日々感じており、なかなか受診が進まないというところは確かにあるのかなというふうに思います。

そういう生命保険会社のアンケート調査の結果を答えていただきましたけども、北海道の他市町村との比較ということで、旭川市の受診率の位置づけといいますか、どのぐらいの順位についても確認をしたいと思います。

○渡辺健康保健部次長 受診者年齢などの条件を統一して受診率を算定しております厚生労働省が発行している令和5年度地域保健・健康増進事業報告によりますと、本市の胃・肺・大腸がんの受診率は、北海道の受診率の平均よりも低く、乳がん・子宮がん検診の受診率は北海道の受診率の平均よりも高い状況にあります。

また、人口10万人以上の道内9市で受診率を比較しますと、胃がん検診は、報告のない1市を除く8市の中で5番目、肺がん検診は9市中5番目、大腸がん検診は9市中4番目、乳がん検診は9市中1番目、子宮がん検診は9市中2番目に位置しております。

○中村のりゆき委員 今、乳がん検診と子宮がん検診は道内でも受診率はかなり高い位置にあるという御答弁をいただきました。ほかは大体真ん中ぐらいなんですかね。受診率としては決して低くはない、でも、高くもないという位置づけにあるのかなと確認をさせていただきました。

では、全国中核市と比較してのがん検診の受診率の状況についても伺いたいなというふうに思います。どの程度差があるのか、その現状認識について伺いたいと思います。

○渡辺健康保健部次長 本市と全国及び中核市のがん検診の受診率を厚生労働省が発行している令

和5年度地域保健・健康増進事業報告により比較いたしますと、本市の胃がん検診の受診率は、全国の受診率の平均より2.6ポイント、中核市の受診率の平均より2ポイント低く、肺がん検診は、全国より2.8ポイント、中核市より2.3ポイント低く、大腸がん検診は、全国より2.1ポイント、中核市より1.3ポイント低い状況でございます。

日本のがんによる死亡数や罹患者数の上位にある胃がん、肺がん、大腸がんの検診受診率が低い本市の現状を踏まえ、市民に定期的にがん検診を受けていただけるよう、さらなる周知啓発に取り組む必要があるものと認識しております。

○中村のりゆき委員 道内では真ん中ぐらいだということもあったのですが、全国での位置づけで比較をすると受診率が低い状況を今確認させていただきました。

それで、がん検診の受診率とがんの罹患率の相関関係の認識についてお伺いをしたいなというふうに思います。

○渡辺健康保健部次長 本市におきましては、本市の各がん検診の受診率は算定できますが、各がんの罹患率については把握できない状況にございます。

国立がん研究センターのホームページによりますと、がんの早期発見対策であるがん検診が成功した場合、一時的にがんと診断される人が増えますので、罹患率は増加しますが、やがて安定し、死亡率が減少しますとの記載がございますので、一般論として、がん検診の受診率が上がると早期にがんを発見することができるため、罹患率についても一時的には上がるものと認識しております。

○中村のりゆき委員 当然、がん検診をすれば、受診率が上がれば上がるほど、発見されやすくなり、罹患率も上がる、それは当然そのとおりだと思うのですけど、ただ、早期発見できれば重篤化しない、死亡率は逆に下がっていくということですね。中長期的に見れば、そういうようなことがあると思うので、やはり、がん検診の受診率を向上させていく必要があると思うんですけども。

それで、どのぐらい旭川市ではがんで死亡しているのかというところを確認したいと思いますが、特に胃がんにターゲットを当てたいと思うんですが、全体数についてもまとめた形での御答弁になっているかなと思うので、確認をしたいと思います。

○渡辺健康保健部次長 旭川市の胃がんを主因とする死亡者数につきましては、旭川市保健衛生年報によりますと、平成27年度から令和3年度までほぼ横ばいの140名前後で推移しておりましたが、令和4年度は124名、令和5年度は123名と、近年、減少傾向にございます。

また、本市のがん全体の死亡者数は、平成27年度が1千244名に対し、令和5年度は1千340名で、増加傾向にございますが、がん全体の死亡者数に占める胃がんによる死亡者数の割合は約2ポイント減少しております。

なお、自治体ごとの統計は調査しておりませんので、国立がん研究センターが公表している統計で申し上げますと、全国におけるがん全体の死亡者数に占める胃がんによる死亡者数の割合は約2.5ポイント減少しておりますので、本市の傾向は全国と同様のものであると考えております。

○中村のりゆき委員 胃がんの要因となるのはピロリ菌と言われているのですけども、そのピロリ菌が保険適用になってきたということですし、胃がんの死亡率も低下してきていると私どもは聞いているんですけども、今の答弁の中での2.5ポイント減少しているというのは、そういった効果が徐々に出始めてきているからかな、今後、それがまたさらに進んでいくのかなというふうにも思っているところです。

旭川のがんの死亡者の状況も個人資料でもらっているのですけども、第1位が肺がんですよね。特に男性が顕著で、肺がんが断トツで、死亡者比率も高い状況になっております。

例えば、令和5年で言いますと、男性の肺がんで亡くなっている方が198人おりまして、2番目が大腸がんで96人ですから、半分ぐらいになりますよね。胃がんは71人、膵臓がんが61人で、肝臓がんは50人ということなので、肺がんが突出して多いんだなというのが分かります。全国の男性のがんで亡くなっている状況を見ても肺がんが断トツになっていますので、同じ状況のかなというふうにも思っております。

女性はどうかというと、女性は大腸がんが多いという状況で、次に肺がん、膵臓がん、乳がん、胃がんという順番で死亡者が推移しています。過去10年分の状況の資料をいただいていますけども、そんな状況を確認させていただきました。

この死亡者数を何としても減らしていくというのはがん検診を進めていく上でやっぱり大事な視点だと思うので、ここもしっかりと見ていただきたいなというふうに思うのです。

それで、私どもの会派はピロリ菌の関係でいろいろ提言してきたということから確認をさせていただきたいと思っているのが、ピロリ菌検査のうち、20歳の受診者の推移、また、受診率が伸びない要因についてお伺いしたいと思います。

○渡辺健康保健部次長 20歳へのピロリ菌検査の受診数の推移につきましては、平成30年度から令和4年度までの5年間が12名、3名、4名、ゼロ名、8名となっており、対象者への個別受診勧奨を開始した令和5年度から昨年度までが35名、29名となっております。

受診者数が伸びない要因といたしましては、若年層の健康意識が十分に高まっていないこと、ピロリ菌や検査に対する情報が伝え切れていないことなどが考えられます。

○中村のりゆき委員 ゼロ名のときもあったということなんんですけど、ただ、個別受診勧奨を令和5年度から始めていただいて、大きく増えているということで、令和5年度は35名、令和6年度が29名というふうな御答弁もいただきましたので、少し明るい兆しというか、やっぱり個別勧奨の効果というのはかなりあるのだなと確認をさせていただきました。

ピロリ菌検査については国保特会分も行っているということを存じ上げていますけども、その受診率の状況を、この受診率もかなり下がってきてる現状というふうにお伺いしているので、その現状認識についてもお伺いしたいと思います。

○渡辺健康保健部次長 国民健康保険加入者に対するピロリ菌検査につきましては、平成30年度から開始し、35歳から5歳刻みごとに70歳までの年齢の方が対象となります。

国保特会における過去5年間の受診者数は、令和2年度が1千173人、令和3年度が1千54人、令和4年度が1千27人、令和5年度が702人、令和6年度が632人と推移し、令和5年度から大きく減少しておりますが、ピロリ菌につきましては、当該検査を一度受診し、陰性と判定された方は、次回以降、対象年齢に到達しても特に症状がなければ基本的に再検査の必要はないと言われており、その影響等から減少しているものと考えている旨、所管部局から聞いております。

○中村のりゆき委員 今、御答弁いただいたのは、一度検査をして陰性になった人は2回目はもうないよというか、5年置きに受診できるとしても受診をすることはないといった影響もあって減つてきているということでございました。なるほどなというふうに思ったんですけども。

私どもの会派では、これまで、ピロリ菌に関しては中学生を対象にしたピロリ菌検査の有効性と

いうのを提案してきました。道内の中では中学生を対象にしたピロリ菌検査を実施している自治体も数多いということも聞いているのですけども、その状況についてもお伺いをしたいなというふうに思います。

○渡辺健康保健部次長 本市が把握している北海道内の状況でございますが、北海道が実施している道内市町村における中学生、高校生に対するピロリ菌検査の実施状況調査によりますと、令和7年4月1日現在で、函館市、苫小牧市など、60市町村が実施中となっておりますので、道内の約3分の1の自治体で実施しているものと認識しております。

○中村のりゆき委員 全道の3分の1ですから、かなりの自治体が既に中学生を対象にしたピロリ菌検査を、また、陽性になった方に対して、再度検査をした上で除菌にまで助成しているという自治体もあるというのを聞いていますのですけども、一度除菌をすれば胃がんリスクをかなり下げられるというようなこともあるので、死亡率も大きく改善していくことからいうと、事業としては考えていかなければならぬというふうに私どもは思っております。

それと、今までの答弁の中でも胃がん検診の受診率がなかなか伸びてないということで、令和6年度の受診率は5.1%ですよね。

先ほどの第2次健康日本21旭川計画ではベースラインが平成23年度の胃がん検診の8.3%でしたから、ここからも大分落ちていることもあります。胃がん検診が進まないということであるならば、中学生を対象にしたピロリ菌検査の導入ということもかなり有効じゃないかなというふうに思うのですけども、本市の認識を伺いたいと思います。

○渡辺健康保健部次長 ピロリ菌は胃がんの発生に関係する細菌として知られており、若い世代においてピロリ菌の検査を行うことは生涯の早い段階で胃がんの発がんリスクを知ることへつながり、将来的な疾病予防にも効果があるものと認識しております。

この認識の下で平成30年度より20歳の方へのピロリ菌検査を導入し、少しずつ受診者数が増加しておりますので、今後も個別受診勧奨などの取組を継続しながら受診者数の増加に努めてまいります。

また、委員の御指摘のとおり、本市の胃がん検診の受診率は低い状況が続いておりますが、中学生を対象としたピロリ菌検査につきましては、有用性とは別に、旭川医師会や関係機関から除菌治療の安全性の懸念や子どもの心理的、精神的な負担等の課題が示された経過がございますので、関係機関、関係団体から医学的見地に基づく御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○中村のりゆき委員 まずは20歳の方へのピロリ菌検査に力を入れていきたいという御答弁だったのかなというふうに思います。

ただ、中学生に対するピロリ菌検査というのは全ての方を対象にしてやるんですね。ですから、自分の意思で検査をしたいと思って検査するのと違って、自覚症状もそんなにないですよね。中学生段階でピロリ菌に感染していたとしても胃がんになるまでにかなりの年数がかかるとも聞いていますので、もしピロリ菌が胃の中にあったとして、それが発症するまでとなれば、20年、30年、40年単位となるということもあります。また、胃潰瘍だとかという症状も、中学生段階ではピロリ菌がいたとしてもそこまでいかないといったことですし、簡易検査から始まりますので、負担はそんなに大きくはないと思うんですね。ですから、全ての方を対象にして、そういう中でピロリ菌

感染者を早く発見し、未然に胃がんリスクを低減していくという考え方というのは非常に有効だと思うのです。

実際に、先ほど答弁をいただいたように、北海道でも 60 の自治体が中学生を対象にしたピロリ菌検査を導入しているということですから、確かに医師会の協力をいただけなければ一歩も前に進まないということは私たちも存じ上げています。しかし、実施している自治体もかなり年数がたっていますよね。中学生に対するピロリ菌検査というのは導入して 10 年近くがたっていると思うので、医師会の横の連携の中で確認をいただいたり、本当に危険がある、中学生に対する負担が大きいと今の答弁の中でもあったのですけど、そういうことであれば取りやめている自治体だってもしかしたらあるはずなんだけど、10 年たっても導入自治体が若干増えている、私の認識では増えていると思っていますので、そういったことからも有効性は高いのかなというふうに思っておりますので、ぜひそのあたりは御検討をしていただきたいなというふうに思っております。

それで、個別受診勧奨のことについて詳細にまた伺いたいと思うのですけども、ハイリスク者への勧奨の取組について詳細を伺いたいと思います。

○渡辺健康保健部次長 受診勧奨の取組につきましては、当該年度に 40 歳の誕生日を迎える方並びに当該年度 4 月 1 日に満 40 歳である方と満 20 歳である方を対象に、おのおの受診可能ながん検診の案内や受診方法、検診の重要性やがん予防について周知するための個別受診勧奨を実施しております。令和 6 年度は計 9 千 6 38 名の方に送付しております。

令和 6 年度より年度内に 40 歳の誕生日を迎える方への受診勧奨を開始いたしましたが、該当年齢の方のがん検診受診者数は、前年度と比較して約 1.35 倍となっておりますので、一定の効果があったものと考えております。

また、ハイリスク者への勧奨につきましては、がん検診を受診し、要精密検査となった方で、その後、精密検査を未受診である方に対して令和 5 年 7 月より個別勧奨を実施しております。令和 5 年度は 362 件、令和 6 年度は 529 件送付しております。

○中村のりゆき委員 今、受診勧奨についても丁寧に御答弁をいただいて、9 千 6 38 名の方に令和 6 年は送付をしたと。ハイリスク者に対する個別勧奨については、令和 5 年度は 362 件で、令和 6 年度は 529 件ということで、1.5 倍ぐらいですか、2 倍まではいかないんですけど、増やしているんだなということが分かりましたし、そうした中で多くの方に受診をしていただければと思います。

結局、要検診になっても、そのまま放置してしまえば、そのままがんが大きくなってしまうというリスクもあります。丁寧にこういったことをやっていただいているんだなということを確認させていただきましたので、今後もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、受診率を向上させる取組ということでいいますと、がん検診のワンストップ型の検診があるということで、先ほど来、答弁もあったのですけど、この取組と成果について詳細を伺いたいと思います。

○渡辺健康保健部次長 本市では、複数のがん検診を 1 回で受けられる取組として、胃・肺・大腸がんの検診をセットで受診することができる検診車による巡回検診を市内各地域で実施しており、令和 6 年度は 85 か所で延べ 4 千 496 人の方に受診していただいております。

また、旭川がん検診センターでは、胃、肺、大腸、乳、子宮の 5 つのがん検診をワンストップで

受診することができますが、より多くの市民の皆様にがん検診を受診していただけるよう、がん検診センターが送迎バスを運行しており、令和6年度は運行回数114回で1千21人の方に御利用いただいたとの報告を受けております。

巡回検診及び送迎バスの運行は、いずれも、各地域、年1回から2回となっており、ほぼ市内全域に対応しておりますので、今後も、これらの取組について、がん検診センターと協力しながら市民の皆様に広く周知し、がん検診の受診率向上に努めてまいります。

○中村のりゆき委員 5つのがん検診が同時にできるというのはすごいですよね。効率もいいですし、例えば、自分では自覚症状がない中で検診をするとき、想定外のがんが見つかるといったこともあると思うので、こういうワンストップ型の検診というのはかなり有効だなというふうに私も思います。

今回の回数で本当に限界なのかどうか、もう少し増やせないのかなというようなことを私は思うのですけども、そのあたりについてはどうでしょうか。

○渡辺健康保健部次長 巡回検診につきましては、毎年、本市からは実施回数等の増加を要望し、旭川がん検診センターと協議を行っておりますが、近年は、新規の会場や検査対応職員の確保、労務単価の上昇などによる費用対効果など、現状維持もなかなか難しい状況の中で、実施回数、送迎バスの運行回数ともにできる限りの対応をいただいているものと認識しております。

厳しい状況ではございますが、今後も、引き続き、実施回数と実施場所の維持、増加を検討していただけるよう、協議を継続し、市民の受診機会の確保に努めてまいります。

○中村のりゆき委員 粘り強く交渉している、少しでも多くできないかということを働きかけているという答弁だったと思いますので、引き続き、その点はお願いしたいなというふうに思います。

この項目の最後の質問になるのですけども、第3次健康日本21旭川計画において、がん検診の受診率はかなり高い目標を立てているんですね。第2次健康日本21旭川計画ではベースラインの平成23年度のときの受診率があるのですけども、そこに現状値の10%を掛けた目標値にしたんですよね。

例えば、胃がん検診であれば10%であり、肺がん検診であれば11%、大腸がん検診は16%以上、子宮がん検診は26%以上、乳がん検診は32%以上という目標を立てているのですけど、これは令和5年度までの計画ですが、令和5年度はどうだったかというと、胃がん検診は10%の目標に対して5%と、半分のちょうど50%までしか行かなかつたと。肺がん検診も11%の目標で7.5%と、これもかなり低いということです。大腸がん検診も16%の目標の中で11.3%。子宮がん検診は目標以上に行つたということになりますし、乳がん検診は若干低く、32%の目標に対して22.5%ということだったんです。

それで、第3次計画を立てるとき、本来であれば第2次計画の基準値ベースラインを——ベースラインは令和4年度にしているんですよね、その令和4年度の基準値に10%を掛けた目標値というふうにしてもよかつたのかもしれませんけど、第3次健康日本21旭川計画の目標値は第2次計画の目標値を踏襲したわけです。

もちろん、子宮がん検診は目標以上に行っていますので、ここだけは34%ということで目標値を上げてるんですけど、令和17年度までの目標としてはなかなかハードルが高くなっています、大きく乖離した目標をどう達成していくか、本気になって取り組んでいくとすれば相当な覚悟を持

ってやっていかなければならないと思います。

ただ数字だけ、目標だけを上げているということではもちろんないと思います。相当な覚悟でこの目標を掲げたというふうに思いますので、最後に、健康保健部長の覚悟というか、見解を伺いたいというふうに思います。

○山口健康保健部長 がんは、生涯のうち、約2人に1人が罹患すると推計されており、がんの罹患者や死者数は今後も増加していくことが見込まれております。

本市においても、がんは死者数全体の約3割を占め、死因の第1位の状況が続いておりますことから、健康日本21旭川計画でがん検診受診率の目標値を定め、達成に向けて計画に基づく取組を推進してまいりますが、全体として高い目標を掲げる中で、委員が御指摘のとおり、胃がん検診はより高い目標となってございます。

本市といたしましては、胃がんをはじめ、がん検診全体の受診率の向上に資する取組を模索していく必要があると考えておりますが、まずは、今年度後半、北海道国民健康保険団体連合会やデータ分析等を行う民間企業と連携したモデル事業に参加し、効果的な受診勧奨手法の検討を進めてまいります。

がん対策事業の要であるがん検診は、早期発見、早期治療を促進し、重症化を防ぐため、また、がんによる死者数を減少させるためにも生活習慣や喫煙対策などの1次予防とともに重要な取組でありますので、今後も、受診条件や環境の整備とともに、効果的な広報手段による周知や受診勧奨など、より多くの市民に受診していただけるような取組を一層推進し、受診率の向上に努めてまいります。

○中村のりゆき委員 今、部長の決意もいただきました。受診率を向上させるためには相当な知恵も出していかなければならないですし、市民に対する予防意識をどう上げていくかというところは、やっぱり発信力ですよ。がん検診の重要性、必要性、早期発見すれば助かる命ということをどう理解していただくかというところかと思います。

先ほどの話ですと、胃がん検診の受診率は5%ですから、20人に1人しか受診していないということですから、やはり、いろんな対策をやっていただければというふうに思いますし、もちろん、民間企業でも発信力のあるところはありますので、そういったところとの協力ができないかとか、様々考えられることはあります。そして受診率を向上させて、一人でも多くの方ががん検診を受診し、そして、がんで亡くなる方を一人でも減らすというところで、人命を守っていくという自治体としての責任を果たしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

この項目については、終わりたいと思います。

○品田委員長 ちょうど切りがいいということで、昼休憩に入りたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

---

再開 午後 1時00分

○品田委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中村のりゆき委員 それでは、午前に引き続き、午後も質疑をさせていただきます。

初めに、病院事業についてお伺いをしたいというふうに思います。

コロナ禍のときは、様々な政府からの援助もあって、資金収支もかなり改善したということがあったわけですけども、政府からの支援がなくなって以降はかなり厳しい運営を余儀なくされているのかなというふうに思っております。

コロナ禍以前も年度末資金残高が4年間ぐらいずっとマイナスを続けていまして、コロナ禍で改善してきたのですが、令和6年度にはマイナスということで計上されているので、検証もしていきたいなというふうに思っているところです。

初めに、令和6年度の予算額、決算額について伺いたいと思いますし、資金収支並びに年度末資金残高についても伺います。

○吉田市立旭川病院事務局次長 令和6年度の予算額、決算額につきまして、収益的収支では、収益が予算額136億3千906万5千円に対し、決算額120億9千782万436円で、15億4千124万4千564円の減、費用が、予算額143億7千253万4千円に対し、決算額134億7千580万7千332円で、8億9千672万6千668円の不用額が生じております。

資本的収支では、収入が予算額16億5千342万円に対し、決算額15億4千884万円で、1億458万円の減となり、支出が、予算額22億3千949万4千円に対し、決算額21億3千971万3千377円で、9千978万623円の不用額が生じております。

次に、当年度資金収支及び年度末資金残高につきましては、実質的収支に当たる当年度資金収支はマイナス17億5千476万2千492円、年度末資金残高はマイナス7億693万4千813円となり、いわゆる財政健全化法で言う資金不足比率が6.9%と算定されたところでございます。

○中村のりゆき委員 大綱質疑でもこの点は既に確認済みのところなんですけども、当年度資金収支がマイナス17億5千476万2千492円、年度末資金残高がマイナス7億693万4千813円ということで、資金不足比率は6.9%と算定されたという御答弁でございました。

これは大綱質疑でも確認されている点ですけども、資金収支が大幅に悪化した要因をどのように分析しているのか、この分科会でも伺っておきたいと思います。

○吉田市立旭川病院事務局次長 令和6年度は、コロナに関する様々な特例が廃止され、医療が通常対応となった初年度となりましたが、令和5年度に引き続き、コロナ禍により減少した入院患者数の回復が鈍い状況の中、昨今の物価高騰、人件費や労務単価の上昇に伴い、費用が大きく増加したことのほか、公定価格である診療報酬が令和6年6月に改定されたものの、こうした費用の増加に見合っていないことなど、複合的な要因から資金収支が悪化したものと分析しているところでございます。

○中村のりゆき委員 確かに、人件費だとか労務単価が上がっていく中で物価高の影響というところもありますよね。そういうものが診療報酬にきちっと反映されていないというところで大きな乖離が生まれているという、そういう説明でもありました。また、入院患者、あとは通院患者もかなりまだ戻ってきていないというようなことも要因にあるんだということを答弁いただいたわけであります。

それで、市立旭川病院の第4次中期経営計画が立てられておりまして、令和5年度から令和9年度までとなっております。これは、毎年、ローリングというか、チェックをしながら数字も入れ替

えているというふうに思っているんですけども、令和7年3月に第4次中期経営計画を改定しておりまして、単年度資金収支をマイナス15億1千512万7千円、年度末収支をマイナス4億6千729万9千円、資金不足比率を4.3%としていたわけですね。

今年3月に改定をしたときにはそういった数字になっているわけなんんですけども、この半年ぐらいの間で今決算ではそこからさらに数字が大きく変更されております。

人件費だとかの見込みだとかが違っていたということもあると思いますけども、費目ごとにその違いについても御説明をいただきたいというふうに思います。

○吉田市立旭川病院事務局次長 令和7年3月に改定した第4次中期経営計画における令和6年度決算見込額は、令和7年第1回定例会で提出した令和6年12月末現在の数値を使用しております。

また、医業収支比率などを算出するため、中期経営計画では税抜きとしておりますので、税抜きの金額で統一して説明させていただきます。

決算見込額と決算額の違いにつきまして、大きな違いのあった主な費目につきましては、まず、入院収益では、決算見込額67億9千208万5千円のところ、決算額63億8千123万9千801円で4億1千84万5千199円の減、外来収益では、決算見込額34億8千497万1千円のところ、決算額33億4千329万8千529円で1億4千167万2千471円の減となり、入院、外来を合わせて5億5千251万7千670円の減となっております。

次に、費用ですが、薬品などの材料費で決算見込額35億7千735万4千円のところ、決算額32億7千285万9千902円で3億449万4千98円の減となりました。

なお、給与費は、決算見込額68億3千532万2千円のところ、決算額68億1千710万7千772円で1千821万4千228円の減と、ほぼ見込みどおりとなったところであります。

決算見込額と決算額に大きな差があった費目は、いずれも患者数が見込みよりも減少したことによることが主な要因であり、結果、単年度資金収支は決算見込額でマイナス15億1千512万7千円のところ、決算額ではマイナス17億5千476万2千492円となり、2億3千963万5千492円の悪化となったものでございます。

○中村のりゆき委員 今、見込みが変わってきた要因について説明いただいたわけですが、入院収益で約4億1千万円、外来収益で1億4千万円の減収になっているということですね。そして、入院、外来を合わせると5億5千万円余りの減だと。もちろん、そういうことから患者が減れば材料費、薬品費だとかは減少しますよね。その分の影響が支出部分で3億449万円余りということございました。

人件費にもちょっと影響があるのかなと思って聞いたんですけども、人件費はほとんど見込みどおりだったという御答弁をいただきました。しかし、今年の3月の時点での見込みと今の決算時点では2億4千万円ぐらいの悪化になっているというところでございます。

ここまで差が出るということはあまり想定できないというか、見込みがある程度当たるかなというふうに思うんですね。つまり、1月、2月、3月は結構厳しかったんだなということが、ある意味、今の答弁で分かったわけです。

それで、年度末資金収支は、前年度と比べ17億5千万円余り減少して、資金不足が、令和元年度以来5年ぶりに生じて、7億693万円余りを計上しております。

もし令和7年度も同じ水準で年度末資金収支が悪化すれば、20億円を超えてしまうおそれもある

のではないかなというふうに心配しているわけです。それは資金不足比率が20%を超えることにもなるわけですが、そうした懸念がないのかということについて伺っておきたいと思います。

○吉田市立旭川病院事務局次長 令和7年度予算における資金収支は、血管外科の通年効果や整形外科病棟の再開による患者数の増加を加味した上でマイナス10億9千万円としており、令和6年度決算の年度末資金残高マイナス7億円に加算しますと、マイナス17億9千万円となります。

今年度の決算見込みの取りまとめはこれからになりますが、これまでの患者数は予算の水準を下回っており、今後の状況によっては資金不足比率が20%を超える可能性も完全には否定できないことから、これを回避するための対応策を進めているところでございます。

○中村のりゆき委員 もし資金不足比率が20%を超えると、経営健全化計画を策定して総務省に提出しなければならなくなります。あと、資金繰りについても、いろいろなハンデというか、制約も受けることになりますが、そういった可能性が今の御答弁だともしかしたら出てくるかもしれませんと。

先ほど来のとおり、3月に変更したところから今の決算までで2億4千万円悪化しているということを考えると、そういう事態も今後は十分に起き得るということもあるわけです。ただ、今の御答弁ではこれを回避するために対応策も取っているということを言っていただきました。

前回、資金収支がかなり悪化したときは、年度末残の資金がマイナスになったときは、賃金をかなりカットするという大なたを振るうような対応もしてきたわけでありますけども、このたびの資金収支を改善するための具体策をどのように取りまとめているのか、伺いたいと思います。

○吉田市立旭川病院事務局次長 まず、収益の確保として、診療所等から当院へ患者を紹介しやすい環境づくりによる紹介件数の増加といった地域連携の強化や断らない救急の継続などにより、とりわけ診療単価の高い入院患者の増加を重点的に進めております。

また、厳しい経営状況を踏まえ、病床稼働率を向上させる観点から、院内で協議した結果、今定例会で議決をいただきました病床10床の削減に加え、106床の削減による1病棟の削減、いわゆるダウンサイジングを予定しております。

さらには、国で新設された企業債として病院事業を対象とした経営改善推進事業があり、これは全国的に経営の厳しい状況にある公立病院を対象に経営改善を実施した場合に生じる改善効果額の範囲内で企業債により資金手当をしようとするものでございます。当院では、血管外科の新設等の収益の増加やダウンサイジングによる費用の削減などの経営改善の取組を計上し、令和7年度中に10億円を借り入れるための事業計画を提出しております。

制度を所管する総務省からの返答はまだございませんが、これが認められれば、一時的ではありますが、資金収支の改善に寄与するものでございます。

○中村のりゆき委員 断らない救急の継続ということで、それは本当に旭川市民にとっても魅力のあるというか、やっぱり市立病院ならではのもので、さすが市民病院だなというふうに思っていただけだと思います。やっぱり、信頼を勝ち得ていくということが大事なので、ここは評価されるところですし、続けていくということでした。そして、入院患者の増加を重点的に進めたいという御答弁もいただいたところですし、さらには、今議会に条例として出されていた病床数の削減でダウンサイジングをしていくということも答弁にありました。

あと、特筆する点ですが、国で新設された企業債のことを今答弁いただきました。経営改善をする事業にどのぐらいの事業効果があるかということもあると思うんですけど、その範囲内で、ある程度、企業債で運営資金に当たる部分のお金を借り入れられるという話で聞いています。その企業債が借りられれば、何とかマイナス20億円は回避できるのではないかと思います。ただ、これは一時的なものだと、今、答弁の中でも言っていただきましたとおり、根本的には患者増の取組になってくるのかなというふうに思います。

何とか国に事業計画を認めていただいて、10億円を企業債で借りられるということでしたが、これがもう駄目だったら大変なことになるということもあるので、何とか、ここは皆さん方に頑張っていただいて、話を進めていただければなというふうに思っております。

それで、入院患者の増という御答弁があったことについてです。私も個人資料でいただいたんですけども、入院患者と外来患者の過去10年の診療科ごとの実績です。それを見ると、やはり、傾向が明らかだなというふうに私自身は思っているんですけども、例えば、呼吸器内科の入院患者がこの10年間で半分以下になっているのです。平成27年度は入院患者が1万1千117人いたんですけど、令和6年度は4千735人、42.6%ということで、半分以下になっております。外科も49.11%ですから、半分以下です。

さらに、大きく目減りしているのが胸部外科ですね。胸部外科は、ある意味、強みだったのかなと私は思っていたんですが、胸部外科の入院患者数は8千204人だったのが2千819人ということで、34.4%ですから、3分の1まで減っているんですね。全体で見れば12万3千426人なんですが、それが9万5千705人、78%ということで、22ポイント減っているんです。ほかのマイナスのところが循環器内科、消化器内科、血液内科で、これらも軒並み6割、7割ということで、10年前から見れば3割減ぐらいしているんですね。

逆に、増加しているところを見ると、総合内科の入院患者数は884人だったのが3千515人、約400%ということで、4倍に増えているんですね。だから、これは、ある意味、強みにしていける部分なのかなというふうに思いますし、神経内科なんかは令和元年度から新設されているところでありますけども、ここもかなり増えてきているということです。腎臓内科もそうで、これも令和3年度から病床を開始していますけども、増えているということでございます。

今は入院のことを言いましたけども、外来について、私が見て特筆する部分をお伝えします。先ほど胸部外科の入院患者数は3分の1に激減しているという話をしましたけども、外来も6千503人から2千688人に減っておりまして、41.3%ですから、約6割減です。入院患者が減っているということは、当然、外来も減るということにつながると思うんですけども、大きく減少しております。

循環器内科、消化器内科、血液内科も7割、8割ぐらいですか、70%台になっていますので、かなり減っています。一方で、プラスになっているのは、総合内科、神経内科です。腎臓内科は途中から新設したものかと思いますけども、そこの外来患者が増えてきている部分もありますから、こうした診療科ごとの中長期のある程度の患者数の推移を見ながら、どういったところに重点的に力を入れていくかを考えていかなければならぬというふうに思うんです。

それで、これまでに具体的にどのような分析だとか対策の検討をされてきたのか、また、近年、行った対応策があれば、令和6年度の分も含めて伺いたいと思います。

○北嶋市立旭川病院事務局次長 診療科ごとの患者数の分析や対策といったしましては、各診療科の科長で構成する医局科長会議を毎月開催いたしまして、診療科ごとの患者数、手術数、救急車受入れ数、紹介数などの数値を報告、共有しておりますほか、年に2回、管理者、院長、副院長により、各診療科に対し、ヒアリングを行い、患者数やコスト等の状況分析の下、対応策についてアイデアや意見の聴取などを行っているところでございます。

また、令和6年1月からは、全国の病院データを分析するコンサルタントと契約を締結し、他病院と比較した診療内容の改善など、様々な提案やアドバイスを受けており、その中で、救急患者の受入れ状況や診療科ごとの紹介元医療機関の分析なども行っており、これらの結果を生かしながら救急患者の受入れ強化や紹介患者の確保などに努めているところでございます。

○中村のりゆき委員 今、令和6年1月からは、全国の病院データを分析するコンサルタントと契約して、そういった分析を行っていただいて、アドバイスも受けているという答弁がありました。やっぱり、もう少し早めにこういったことをやっていてもよかったのかなというふうに思うんですけど、遅くはないというか、今、やり始めたわけですから、これをしっかりとやっていただきながら有効な診療科をつくっていくということもあるでしょうし、統廃合なり様々あると思うんですけども、それをしっかりと進めていただきたいなというふうに思っております。

それで、令和6年度中で血管外科の開設をされているんですけども、その開設に至るまでの経過についても伺いたいと思いますし、この診療科の開設による効果についても伺いたいと思います。

○木村病院事務局長 血管外科の開設の経過ということで、話は少し遡りますけれども、当院におきましては、以前は大動脈瘤などに対するカテーテル治療については放射線科の医師が行っていたという経過がございます。ただ、その医師が令和3年度をもって退職されたということで、その後、その医師には必要なときに随時来ていただき、当院の胸部外科の医師とともに治療を行っておりましたけれども、当院に勤務されていたときと比較いたしますと、やはり、緊急時の対応に限界がございました。

また、胸部外科については、心臓大血管の治療で多忙であったということで、下肢動脈閉塞、あるいは、静脈瘤といった治療はあまり行っていないということで、これらの患者については旭川医科大学病院の血管外科のほうに治療をお願いすることが多い状況にございました。

こうしたことから、当院でより質の高い治療を行うためには血管外科の専門医師が必要と考えまして、旭川医科大学血管外科講座の東教授、東先生は旭川医科大学病院の病院長先生でもありますけれども、東教授に当院での血管外科の開設をお願いしたところであります。

一方で、旭川医大においては、血管外科は他の医療機関からの紹介患者が多いということで、旭川医大単独では上川・宗谷・オホーツク圏域の患者をさばき切れないというような現状もありまして、当院に新たに血管外科医を派遣することで旭川医大にとってもメリットがあるということもあり、今回の開設に至ったというところでございます。

また、血管外科開設の当院の効果ということですけれども、令和6年10月の開設になりますので、半年間ですけれども、入院と外来を合わせて約1億6千200万円が新たな収入となったということもありますし、血管外科が取り扱う疾患については高齢者が比較的多いということもありますし、今後のさらなる高齢者人口の増加を見据えますと、一定の患者数の確保が期待できるものというふうに考えております。

さらには、地域的にということになりますけれども、血管外科を持つ医療機関が増えたということで、患者への負担が少なく、最先端の治療を提供できる環境がこれまで以上に充実することになったということになりますので、患者側にとってもメリットが大きいものと認識をしております。

○中村のりゆき委員 今、経過について丁寧に御説明いただきました。

血管外科の入院数は1千51人という延べ人数ですけども、収益も1億6千200万円上がったんだという御答弁もいただきました。それのみならず、血管外科があることの効果についても丁寧に説明をいただけて、それは本当によかったなというふうに思います。

今、5大病院というか、そういう病院間の連携でお互いに効果を生む方法にはどういったものがあるのかということを協議していく必要があるのかなというふうに今の話を聞いてより思いました。それの一つの成功例になったんじゃないかなというふうに思うんですね。

旭川医大としても患者をもうさばき切れず、あふれているものをどうしたらいいんだというふうに悩んでいたということですね。それを市立病院のほうで受け入れ、診療科をつくりますよとなり、それがお互いにWIN・WINの関係になったということなんだろうと思うんですよね。ですから、ほかの診療科でもそういうことができないのかということをやはり考える必要があるんではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それで、令和7年度の話にはなるんですが、整形外科病棟を再開しております。これは悲願というか、今まで旭川にもこれがあればというようなことがあったものです。令和6年度中に取り組んで、交渉して、令和7年4月から開設ということなので、令和6年度にしっかりと交渉を行っているということでお伺いしたいと思うんですけども、その交渉経過や診療体制について伺いたいと思います。

○木村病院事務局長 当院の整形外科についてでありますけれども、入院病棟が休止となりました平成21年度以降、16年間にわたりまして毎年のように病院事業管理者あるいは病院長が北海道大学の整形外科学教室を訪問するなどしまして、常勤医師の派遣をお願いしてきたところでございます。

今回の整形外科病棟の再開につきましては、当院に勤務したいという医師が現れしたこと、また、北大の整形外科に新たな派遣ができるだけの人員がいたということから常勤医師が派遣されまして、実現に至りましたけれども、これは、これまでの間、諦めることなく医師派遣の交渉を続けてきたことが要因というふうに考えております。

また、現在の診療体制につきましては、常勤医師については1名ですけれども、週4日交代で大学から1名が派遣され、さらに、教授であります岩崎先生をはじめ、ベテランの指導医5名に月1回ずつ診療応援をいただいているところでございます。

整形外科についてですが、こちらも、高齢者はもとより、非常に患者ニーズの多い診療科でありますことから、今後も常勤医師の増員をお願いしていくという考えでございます。

○中村のりゆき委員 本当に悲願だったんですね。

平成21年から整形外科の入院病棟がなかったわけですから、その病床ができたというのは本当によかったなというふうに思っております。途中、旭川医大とも協定を結んで整形外科医の派遣をお願いするということもやってきたわけなんんですけど、なかなかそこはうまくいかなかつたわけですね。

しかし、今御説明をいただいたように、市立旭川病院で勤務したいという整形外科医が現れたということで、本当にありがたいことだなというふうに思っております。そして、それに附属して、人員体制を補強できるようなこともあったんだということで、詳細を今御説明していただきましたけども、本当によかったというふうに思っております。

今、整形外科病床は、開設以来、現状はどうなっているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○北嶋市立旭川病院事務局次長 整形外科につきましては、4月の開設以降、徐々に入院患者数が増加してきておりまして、ベッド数12床に対し、8月には1日平均11.1床の稼働ということで、稼働率は92.5%という状況になってございます。

○中村のりゆき委員 高い病床利用率になっているということで、これがほかの診療科にも好影響を与えると思うんですね。整形外科に入院病床があるかないかで全然違ってくるということも当然あると思いますので、今後に期待できるのではないかというふうに思っているところです。

それで、話は替わりますけども、今議会の条例改正で病床数を10床減少したわけなんんですけども、現在の適正な病床数は何床というふうに考えているのか、お伺いしておきたいと思います。

○吉田市立旭川病院事務局次長 許可病床数につきましては、今回、条例改正により10床を削減しましたが、先ほど申し上げましたとおり、今後、さらに106床、合計で116床の削減を予定しており、病床数は365床となる見込みであります。

削減予定病床116床の内訳は現在休床している82床に1病棟分の34床を加えた数になりますが、休床分以外の34床は最近の当院の病床利用率から削減しても診療に影響が出ない病床数として算定したものであり、削減後の365床が当院における適正な病床数であるものと捉えております。

○中村のりゆき委員 365床が適正な病床数というふうに考えているということでした。今議会では10床を削減しましたけども、あと106床分の削減を考えているという御答弁だったと思います。しかし、そうなりますと空き病棟も生まれてくると思うんですね。そこで、そういった空き病棟の利活用ということも検討していかなければならぬというふうに思います。

全国でも様々な事例もあると思っておりますが、どのような検討をされているのか、また、していこうとされているのか、お伺いしたいと思います。

○吉田市立旭川病院事務局次長 当院では、現在、病棟を含む院内各部屋の使用状況調査を行い、空き部屋・スペースを有効活用することを検討しております。

具体的には、各部署に照会を行い、調査票により、現在使用していない、あるいは、使用頻度の低い部屋やスペースを挙げてもらい、その部屋等について、患者サービスや業務効率につながる活用方法がないか等を回答いただき、それを集約し、空き部屋等を再編するという流れで進めることを考えております。

今回の病床数削減に伴うものも含め、院内の空き部屋等の活用は、院内の患者さんの利便性や職員の働きやすさの向上はもちろん、経営改善につなげることができる機会にもなると捉えており、今回の院内における調査のほか、他病院の事例も参考にするなどしながら進めてまいりたいと考えております。

○中村のりゆき委員 空きスペースを有効活用するとなると、もちろん経費もかかるわけですね。維持経費といいますか、光熱費にしても何にしても、使えばかかるわけです。それで、有効

活用ということでいうと、例えばグループホームみたいなものだと、利益を生み出す、お金になる、そういう利活用の仕方をしているところもあると思いますので、様々検討していただき、やつていただければありがたいなというふうに思っております。

それで、最後の質問になると思いますが、令和6年度決算では、市立旭川病院第4次中期経営計画から大きくかけ離れているということで、途中で計画の見直しをされているわけです。当初、中期経営計画を立てられた後です。第4次中期経営計画は令和5年度から令和9年度までなので、まだつくったばかりといえばつくったばかりなんですけど、見直し、見直しということで、令和5年3月というか、去年、おととしのものを見直して、今年の時点でも見直しということになっていますね。そういうことからすると、令和9年度の目標達成からはかけ離れていくのかなというふうに思っております。

改定した目標数字になろうかとは思いますけども、そういった目標をしっかりと達成できるかどうかです。来年度も再来年度ももしかしたらまた見直さなければならない事態に陥る可能性だってあるわけですね。

そして、チェック事項の中期経営計画の掲載事項の取組実績なんかを見ますと、令和5年度分は公表されているんですけども、令和6年度分はまだ公表できない状況になっていますので、そのことについてはお伺いしません。こういったチェックを一つずつしながら目標達成に向けて頑張っていると思うんですけども、目標達成に向けてしっかりといかなければならないという考え方についてお伺いをしたいと思います。

○木村病院事務局長 第4次中期経営計画につきましては、策定が令和5年6月ということで、その後におきましても、市立旭川病院経営委員会というのがあります、病院事業管理者や院長、副院長のほか、旭川医大の病院長、あるいは、旭川市医師会長などの外部委員も含めた会議体で、毎年度、収支見通しの見直しというものを行っているところでございます。

直近の見直しが令和7年、今年の3月でした。そのときの見直しでは、当時の最新の状況を踏まえまして、病床数、患者数、医業収益や医業費用を推移させた場合の推計を行いまして、令和9年度の資金不足比率については19.3%としたところであります、当初に定めた数値目標の達成というのは非常に難しいものになったなというふうに考えております。

この背景といたしましては、大綱質疑でも答弁をさせていただきましたけれども、いまだコロナ禍前の患者数への回復には至っていないということ、また、昨今の物価高騰、人件費や労務単価の上昇に伴い、費用が大きく増加し、一方では、診療報酬がこうした増加に見合うものとなっていないことがあります。そして、特に今後の診療報酬がなかなか見通せないこともあります、大きく下方修正せざるを得なかったというものでございます。

また、この時期、当院と同様に経営難の医療機関というのは全国的に広がりを見せる中、国における支援策の動きがありまして、例えば、今定例会で提案した病床削減の関連になりますけれども、厚生労働省では病床数適正化支援事業補助金、あるいは、先ほど答弁いたしましたとおり、総務省では経営改善推進事業債が新設されたということもあります、それを受け、当院としても、非常に現状が厳しいという経営状況認識の下、院内で検討を重ねまして、こうした補助金あるいは事業債を活用するため、116床を削減するダウンサイジングに踏み切ることを決定し、現在、その準備を進めているところでございます。

ただ、この補助金や企業債については、先ほども答弁しましたけれども、現在の急激な資金収支の悪化に対応するための緊急避難策というものであります、やはり、本業である医業収支の改善が必要ということになろうかと思います。

そのため、特に診療単価の高い入院収益の増加による医業収益の増加、また、大幅な削減はなかなか難しいと思いますけれども、委託料の縮減など、収益と費用の両面からさらなる見直しを進めることができがやはり基本となりますので、現在の取組を継続、あるいは、さらに強化しながら、まずは将来にわたって資金不足比率が20%を超えないこと、そして、現状としてはなかなか計画期間内には難しく、計画期間外になってしまふかと思いますけれども、令和10年度以降も資金収支の黒字化の達成を目指してまいりたいというふうに考えております。

ただ、これもまた先ほども申しましたけれども、現状、医療機関を取り巻く経営環境は大変厳しいものがございます。当院一病院の努力だけではなかなか難しい面もあるのかなというふうに認識をしております。

特に、診療報酬が大変重要な要素になるのかなというふうに考えております。次の改定は令和8年6月、来年6月になりますので、これに向けまして、当院が加盟する関係団体を通じた要望活動も行いながら、その動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

○中村のりゆき委員 いろいろお答えいただいたんですけども、第4次中期経営計画は、令和5年から令和9年度までの目標があり、資金不足比率も令和6年度では発生しないと計画上ではなってい、令和7年度が3.4%、令和8年度が6.5%、令和9年度が6.2%となっています。でも、今年3月に見直した中では、令和6年度が4.3%の資金不足比率です。でも、実際は6.9%ですから、ここで既に2.6%悪化しているわけですよね。また、令和7年度は13.3%まで上がるだろう、そして、令和8年度は17.4%、令和9年度が19.3%まで資金不足比率が上がっていくと見込んでいるわけです。

既に2.6%悪化していますから、20%を超えることになり得ると計画上でもなっているというかなり厳しい状況で、なかなか一筋縄ではいかないというところかと思います。これだけやればいいというのではなく、あれもこれも様々やっていかなければならないですし、今、御答弁もありましたけども、当病院だけではなかなか解決できない問題がたくさんあると思うんですね。

ただ、先ほど来、質疑させていただきましたけども、ほかの病院との連携で収益を上げられるような体質にしていくといったこともあり、血管外科なんかはまさにそういう成功例にもなっていますし、整形外科病床もできたということからいうと、明るい兆しも出てきているわけです。だから、それを加速させられるかどうかが問題なのかなというふうに思っております。

最後に、せっかく来ていただいている責任ある立場の方に決意のほどをお伺いしておきたいと思います。

○石井病院事業管理者 御指名のありました病院事業管理者の石井でございます。

今、事務局長から、当院の置かれている現状、それから、今後の目標について、いろいろまとめてお話しいただきました。ですから、私から特に追加することはないんですけども、やはり、医療を取り巻く環境というのはかなり厳しくて、旭川市も今後の人口減ということは明らかですし、生産人口の減少も絡んできますので、病院だけではないと思いますが、DXを導入して人件費を減らしていくんだということにも踏み込んで進んでいかないとかなり厳しいかなと思っております。

それから、今の国の政治に期待するところも大きくて、自治体病院協議会だとか日本病院学会だとか、いろんな病院団体が10%、11%の診療報酬の上昇がないとどこも経営が成り立たないと言っている状況です。

昨日のテレビでは、高市総裁から、医療もインフラだということで、インフラに急いで補助していかないとならない、来年の診療報酬改定を待っていられる状況ではないという期待できるお話をいただきました。他力的なところもありますが、そういうものにも期待しながら当院としてやれる範囲で精いっぱい努力してまいりたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○中村のりゆき委員 管理者の指導力でさらに病院経営がよくなるというところだと思うんですね。全部適用の企業会計というところだと思いますが、それに期待したいと思います。よろしくお願ひいたします。

病院については以上で終わりたいというふうに思います。

次に、4款1項5目の墓地費が計上されておりますけど、その中で共同墓のことに関して質問していきたいなというふうに思っております。

まずは、令和6年度の共同墓の運営に関する費目別の決算額を伺いたいと思います。

○鈴木市民生活部市民生活課主幹 共同墓に関わる経費については、墓地管理費において、市内18か所ある市営墓地の管理に要する経費とともに計上しており、事業費全体の決算額としては2千431万6千547円となっております。

そのうち、共同墓に関わる経費としては、納骨時に使用する袋代として95万7千円、お盆時期の交通整理に係る委託料として29万1千500円、データ管理用のシステム使用料として9万9千円などとなっております。

また、共同墓は旭川聖苑の敷地内にありますことから、旭川聖苑管理費において聖苑と共同墓の施設管理に要する共通経費を含んで計上しており、関連する経費としては、機械警備や清掃、芝生や樹木の維持管理業務などの委託料として2千887万9千400円、光熱水費として4千95万7千810円となっております。

○中村のりゆき委員 今、御答弁いただきましたけども、直接的な経費としては、袋代だとか、そんなに大きな事業費にはなっていないということでした。ただ、聖苑で様々利用している部分があるので、共通経費として計上している分があるのだという説明だったと思います。

平成30年9月10日に供用を開始されてから、かなりの人気施設と言ったらおかしいですけども、利用が多いということです。今、墓じまいだとかをされる方もおられますから、想定よりも利用が進んできているということなのかなということも感じているところです。

それは後で検証させていただきたいと思いますが、令和6年度、共同墓に関わる職員体制がどのようにになっていたのか、伺いたいと思います。

○鈴木市民生活部市民生活課主幹 共同墓の業務担当職員として正職員1名を配置しているほか、受付や問合せ、納骨時の立会いなどの業務に当たっては、担当係の正職員7名、会計年度任用職員4名もほかの業務と兼ねながら対応しているところであります。

○中村のりゆき委員 結構な人数でやっているんだなと今の答弁を聞いて思いました。

5月から10月までが納骨できるというふうに認識しておりますけども、その間に納骨の立会い

だとかに正職員 7 名、会計年度職員 4 名で対応しているということで確認をさせていただきました。

それで、許可件数と納骨数について、令和 6 年度はもちろん含めて、推移について伺いたいと思います。

○鈴木市民生活部市民生活課主幹 年度別の許可件数は、供用を開始した平成 30 年度が 431 件、以降、393 件、331 件、281 件、348 件、493 件で推移し、令和 6 年度が 459 件で、総数としては 2736 件となっております。

また、納骨数は、平成 30 年度が 608 体、以降、985 体、556 体、599 体、586 体、736 体で推移し、令和 6 年度が 1 千 68 体で、総数としては 5 千 138 体となっております。

○中村のりゆき委員 令和 6 年度には 1 千体を超え、合計すると 5 千 138 体という答弁でございました。

当初、1 万体を 50 年間という想定で建てた施設ですが、平成 30 年からですから、そのときの想定から僅か 6 年ぐらいでここまで来たんだなというふうに思います。

それで、利用者の状況なんですけども、旭川市民と近郊の 8 つの町民が利用できることになっていますけども、その利用比率について伺いたいと思います。

○鈴木市民生活部市民生活課主幹 共同墓では、使用料について、申請者や亡くなられた方が旭川市民の場合、1 体につき 2 万 6 千円、それ以外でいずれかが近隣 8 町在住者の場合は、1 体につき 3 万 9 千円と設定しているところであり、その割合で申し上げますと、令和 6 年度におきましては、2 万 6 千円の使用料をいただいている旭川市民の方の割合が 98 % となっております。

○中村のりゆき委員 ほとんどは旭川市民が使っているんだなということで確認をさせていただきました。

それで、先ほどお話ししたように、供用開始が平成 30 年 9 月からということなんんですけども、改めて、共同墓を建設した際の建設費、カロート規模並びに収容可能数、運用可能年数をどのように想定したのか、伺いたいと思います。また、職員体制はどのようなものでスタートしたのか、併せて伺いたいと思います。

○今市民生活部市民生活課長 共同墓の建設費といたしましては、実施設計で 410 万 4 千円、本体工事及びモニュメント制作等で 4 千 667 万 6 千 88 円、合計いたしますと 5 千 78 万 88 円となっております。

また、お骨を納めるカロートの規模ですが、一般的な成人の焼骨の体積をベースに 1 万体の収蔵を想定した 40 立米を確保いたしまして、道内他都市の納骨状況も参考に、年 200 体、50 年間の運用を想定して整備したものでございます。

なお、供用開始時の職員体制といたしましては、専属の担当として臨時職員 1 名を配置していたところでございます。

○中村のりゆき委員 想定では、年 200 人の利用があるだろうということで、50 年間で 1 万体ということだったのかなと思います。そして、それでかかった費用についても 5 千万円余りということですね。あとは、専属の担当が臨時職員 1 名の配置ででき得るという想定でスタートしたんだなということを確認させていただきました。

最初に、今はどういう人員体制でやっているのかというふうに聞いたら、かなりの人を充てているんだなという答弁でした。臨時職員だけではなくて、正職員 1 名を配置し、あと、受付だとか、

納骨時の立会いだとか、様々な人員を要しているんだということでしたが、それはそうですよね。200体ぐらいの想定だったのが5倍ぐらい利用している方がいらっしゃるということですから、そういうふうになるのかなというふうに思います。

それで、改めて、当初の1人当たりの納骨使用料、先ほど2万6千円、3万9千円と答弁もありましたけど、どういう積算の仕方をしたのか、伺いたいと思います。

○今市民生活部市民生活課長 使用料につきましては、共同墓施設の整備に要したイニシャルコストと担当職員に係る人件費や事務費などの運営経費に芝生管理などの施設の維持管理経費を加えたランニングコストを合算いたしまして、収蔵可能数で割り返すことにより算出しております。

具体的な金額で申し上げますと、工事費など、イニシャルコストとして約5千万円、運営経費と維持管理経費を合わせたランニングコストとして50年間で約2億2千万円、合計約2億7千万円を収蔵可能数である1万体で除し、端数処理の上、1体当たり2万6千円と算出しているところでございます。

○中村のりゆき委員 今、積算の仕方を確認させていただきました。

それで、今は当初の想定を上回る納骨数になってきているということから、収納可能数について調査をされたというふうに聞いておりますけども、その調査結果について詳細を伺いたいと思います。

○今市民生活部市民生活課長 共同墓への納骨数が昨年度までに収蔵可能数1万体の半数の5千体を超える実績となったことから、今年度に入ってから、カロート、いわゆる共同墓内部のお骨が収まっているスペースの空き容積を把握するための現地調査を実施したところでございます。

調査の結果としましては、カロートの総量40立米に対しまして、使用済みの容積が、概算値となりますと、11立米余りと、容積ベースでは昨年度までに3割を切る使用量であることが確認されたところでございます。

このため、使用済みの容積量を基に、お骨1体当たりの体積を算出し直し、改めて共同墓における収蔵可能な体数を積算いたしましたところ、約1万8千体と見込まれたところでございます。

今後の見通しといたしましては、昨年度までの納骨数が5千138体、今年度の見込みの数も加算いたしますと約6千体となりますことから、次年度以降、差引きでおよそ1万2千体の納骨が可能となり、現状のペースで納骨が進んだ場合、あと12年ほど、令和19年度頃までは現在の共同墓に納骨いただくことが可能と考えているところでございます。

○中村のりゆき委員 当初、造ったときは平成30年から50年間使えるという想定だったんですけども、利用が想定を上回るということで、早く、また造らなければならない可能性も出てきたということで調査を行ったということだと思います。

その結果、当初は1万体を収容できる想定だったんだけども、いろいろと調査した結果、約1万8千体が収納できますよということですね。そして、どこまで使えるのかを計算すると、令和19年度頃までは使えるのではないかと分かったということでございます。

それで、当初、2万6千円、3万9千円というふうに積算を出したとき、収容可能なのは1万体という計算をされ、それで50年使うということだったわけですが、これが1万8千体まで収納できるというふうになると、見方によっては使用料の積算にそこが生じるとも言えるわけですけども、その点はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○今市民生活部市民生活課長 収蔵可能数の見直しに伴いまして、改めて使用料の積算を行っておりますが、大枠としては、当初の積算と同様に共同墓施設に関わるイニシャルコストとランニングコストの合算額を現状を踏まえた内容で再積算いたしまして、見直し後の収蔵可能数で除して算出しているところでございます。

このうち、ランニングコストにつきましては、納骨が可能な運用期間を平成30年度から令和19年度までの20年間の想定に見直したことから、人件費や納骨袋の購入費などの運営経費は20年間に要する額を、一方、その後も施設の管理が必要ですので、維持管理経費は従来どおり50年間に要する額をそれぞれ積み上げて算出してございます。

結果、当初の積算と比較いたしますと、イニシャルコストでは、聖苑と共同墓の利用者の休憩・待機スペースとして整備いたしました附帯施設の工事費のうち、共同墓に係る案分費用が加わったことで約500万円の増となり、ランニングコストでは、当初、臨時職員による業務対応を想定していたところ、正職員の対応となりまして、さらに、申請数の増加による業務量の増もあり、人件費コストが上がったこと、また、附帯施設の整備に伴い、清掃や警備などの施設管理経費や光熱水費が加わったことなどを積算に反映いたしまして、20年間ないし50年間のコストとしては約2億円の増となっております。

以上によりまして、総コストにつきましては、当初、約2億7千万円と見込んでいたところ、約4億8千万円となりますことから、これを収蔵可能数1万8千体で割り返すと約2万6千円と、現状におきましても使用料の妥当性は確保できているものと考えております。

○中村のりゆき委員 よかったですね。積算が大きく変わってくるとなると、今度は市民に対する説明責任が生じてくると思ったんですが、コスト計算をするとぴったり合ったということですね。ぴったり合うように合わせたわけではないと思いますけど、ぴったり合った、計算上、一致したということで理解をいたしました。

それで、先ほど答弁をいただいたように、20年間使って令和19年度までということですね。ということは、令和20年には新しい施設がなければ今度は困るわけですので、令和20年度までに次期施設の建設が必要になってくるというふうに思っていると思うんですけども、どの程度の規模を考えているのか、また、その際の使用料の積算の考え方について伺いたいと思います。

○樽井市民生活部長 ただいま、共同墓について委員からいろいろと御質問をいただきましたけども、共同墓につきましては、当初の想定を大きく上回る納骨のお申込みをいただいておりまして、今年度、現地調査を行い、その結果に基づいた収蔵可能数の見直しを行った中では、さきに課長からも答弁をいたしましたところ、あくまでも今段階での見通しとなりますが、令和19年度頃にいっぱいになる見込みとなっております。

共同墓に関しては、昨年の第3回定例会とか今年の第1回定例会でも御質問を受けていた中ではあと7年ほどというような答弁をさせていただいた状況がございます。そこからは少し伸びましたけれども、当初の50年を考えますと、やはり、かなり短い状況になっています。

そういう意味では、共同墓へのニーズは高いのかなというふうに思っていまして、その背景としては、少子高齢化とか核家族化による後継者問題、価値観の変化など、お墓に対する考え方があなってきたこともあると思います。

私自身も、最近、知り合いとか友人からも共同墓とか墓じまいのことを聞かれることが多くなり

ましたし、自分たちの年代になると、まず、健康の話から始まり、最後はお墓の話になるというような状況もございます。

また、市が管理しております墓地につきまして、先ほど委員からも墓じまいというようなお話もあったと思いますけれども、お墓の返還数は、平成30年が180件台でしたけれども、今は250件を過ぎているぐらいで、やっぱり増えているような状況にございます。そうしたことからも共同墓へのニーズは高いというふうに感じております。

その上で、次期の共同墓ということについてです。

現時点では次期共同墓の規模ですか具体的な構想は持ち合わせていないのですけれども、時期を考えていくには、今後の死亡者数も絡められます。国では、死亡者数は2040年頃まで増加傾向にあって、その後、少子高齢化の影響が出て減少していくというふうに予測されています。本市の火葬件数も増加傾向にありますが、今後、推移がどうなっていくのかということもございますし、共同墓のニーズといいますか、収める手法が多様化していく可能性もございます。

今回、平成30年の供用開始から約7年が経過ということで現地調査を行いましたけれども、今後は、もっと定期的に現地調査を行って、収蔵可能数とかを見ていく必要があるかなと思っております。

今の共同墓は、実は整備まで約3年を要しております。ですので、今後、次期共同墓を考えるに当たりましては、共同墓の収蔵可能数とか運用状況、また、市民ニーズ、死亡者数のピークアウトなどを勘案しながら、しかるべき時期に詳細な検討を進めていくことになるというふうに考えております。

また、納骨の使用料の積算についてですが、現在と同じように、施設整備、運営、維持管理のコストの総額を算出しまして、収蔵可能数で割り返して算出していくことが基本になると考えております。

○中村のりゆき委員 しっかり対応いただければありがたいなというふうに思っております。

今、墓じまいの件数が180件から250件に増えているというお話もありましたけど、改めて許可件数と納骨数を見てみると、令和6年度は459件で収容が1千68体なんです。でも、その前年度のほうは件数は多くて、493件なんだけど、736体ということで、納めている遺骨は少ないんですよね。要するに、1回459件で1千68体ですから、割り返すと、1人の方が2体以上を納めているということになるのです。こういった数字からも墓じまいをされている方が増えているらっしゃるということが見えてくるのかなというふうに思います。

また、もしかしたら、今後、墓じまいするとなると、例えば、5体入っている、6体入っているということがあるかもしれません。私も、せんだって、市民から、お墓に6体あるんだけど、墓じまいしたいんだよね、幾らかかるんですかという相談をいただきました。そこで、2万6千円掛ける6体ということですから15万6千円ですよ、でも、永代で、それ以上はもうかかりませんよと話したわけです。このように、今後、そういう複数体の墓じまいを一気に収納数が増えるということがあるかもしれないということです。

今、令和20年度までに新しい施設が必要になるという想定をしているんですけども、これは納骨数を大体1千体で見ているんですね。でも、これまで1千体以下だったものが令和6年度には1千68へと一気に増えているものですから、このように加速度的に増えていくと、想定よりも早く

建設時期が来るのかもしれないなというふうに思っております。

今、部長からも、常に収納可能数を確認、調査しながらという答弁をいただきましたけれども、何年も待っていて、入れられないということがないように、適切な時期に建設を検討していただければありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

この項目については終わらせていただきます。

あともう一項目を予定していたんですが、後半の質疑の関係もあって、これで前半部分は終わらせていただきます。準備いたただいた皆様には大変申し訳ありませんが、よろしくお願ひいたします。

○品田委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時13分

---

再開 午後2時15分

○品田委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中村みなこ委員 それでは、よろしくお願ひいたします。

私からは、5のことについて質疑をさせていただきます。

1つ目ですが、アピアラ NSケア助成事業ということです。午前の質疑でも扱われていましたので、少し重なるところもありますが、そのまま続けさせていただきます。

アピアラ NSケア助成事業の事業概要と令和6年度の決算額について伺います。

○渡辺健康保健部次長 アピアラ NSケア助成事業につきましては、アピアラ NSケアの助成を希望する市民からの旭川未来創造ポストへの提案をきっかけに令和6年8月より開始した事業であり、がん治療に伴う外見変化による心理的負担を軽減し、就労等の社会参加の継続及び生活の質の向上を支援するため、ウィッグ等の購入費用の一部を助成しております。

助成の対象者は、がんと診断され、治療による外見変化に対処するため、補正具等を購入した旭川市民で、助成対象となる補正具等の区分としては、ウィッグ、胸部補整具、エピテーゼの3区分となっており、区分ごとに購入金額の3分の1または上限額2万円のいずれか少ないほうの金額を助成しております。

4款2項1目、がん対策費のうち、アピアラ NSケア助成事業の令和6年度の決算につきましては、助成件数がウィッグ90件、胸部補整具3件の計93件、助成額は152万3千円で、財源は全額が一般財源となっております。

○中村みなこ委員 アピアラ NSケアとは、がんやがん治療によって外見が変化してもその人らしく社会生活を送れるよう、患者さんを支えるケアのことです。治療によって脱毛や肌などの外見の変化は吐き気などの肉体的な苦痛より上位になるという調査結果もあるようです。見た目が変わってしまって、自分らしくないと思うだけでなく、見た目の変化から周囲の人にがんであることが分かつてしまい、今までと同じように人付き合いできないのではないかと心配し、つらくなる人が多くなるといいます。

病気だと知られることで仕事を外される、昇進、昇格等に影響するのではないかと心配になる、今まで対等の関係であったのに、急に同情されたり頼りにされなくなったりすることにとても悲

しくなる、病気を抱えながらほかの人や社会とのつながりを持って生活するときに外見の変化は想像以上の苦痛が伴うといいます。

そんな精神的、心理的な負担軽減の支援となるのがアピアラנסケア助成事業です。そのアピアラансケア支援は全国で76%に拡大しているというデータも出ており、本市でもスタートできたことは本当に喜ばしいと感じております。

昨年度の実績について伺います。助成人数や助成金額は想定と比較してどうだったのでしょうか。

○渡辺健康保健部次長 アピアラансケア助成事業の令和6年度予算につきましては、申請件数180件、助成額を300万円で計上しておりましたので、決算と比較しますと、申請件数、助成額ともに51%程度にとどまっており、想定よりも少なかったところであります。

今年度も昨年同様に予算計上しておりますが、8月末の時点で申請件数、助成額ともにほぼ想定どおり推移しておりますので、昨年度の申請期間が8か月だったことを勘案しますと、結果として昨年度の申請件数の見込みがやや多かった可能性があると考えております。

○中村みなこ委員 昨年度の見込みが多かったとのことでした。

それでは、各自治体において、市区町村による助成と都道府県による助成を併用して活用できるケースも増えているという調査結果を見たのですが、北海道では実施されているのでしょうか。

○渡辺健康保健部次長 北海道にはアピアラансケアに関する助成制度がない状況であると認識しております。

○中村みなこ委員 それは残念ですが、今後、道の助成制度が始まった際には併用できるようにしていただいて、手厚い支援となることに期待したいと思います。

それでは、実際に本事業を利用した市民から意見や要望等は寄せられているのか、お伺いします。

○渡辺健康保健部次長 助成制度の利用者からの御意見や御要望につきましては、アンケート等の具体的な調査は実施していないため、統計的に把握しているわけではございませんが、助成を受けた一部の方からは、がん治療中は何かとお金がかかるので助かる、助成があるから購入に踏み切れたといったお声をいただいております。

○中村みなこ委員 ウィッグ一つでも様々な価格帯のものがありますが、本事業があることで購入に踏み切れたという声があることは心理的負担が軽減された生活につながると思われますので、本事業の目的が達成されているなど理解いたしました。

あとは、より多くの方に利用していただくことが大事となってきます。本事業の周知はどのように進められているのでしょうか、お伺いします。

○渡辺健康保健部次長 アピアラансケア助成事業の周知につきましては、主に総合病院にポスターやチラシを掲示していただき、病院を訪れる方に広く周知するとともに、医療相談室やがん相談支援センター、化学療法センターにおいて、がん患者の方やその御家族への周知に御協力いただいております。

また、ホームページのほか、年1回、広報誌「あさひばし」への掲載を行い、申請を忘れている方も購入から1年間は申請可能であることを含めて、助成事業全般を周知しております。

○中村みなこ委員 担当医師からがん治療について説明があるとき、そのタイミングでアピアラансケアのことと本事業も案内していただくのが一番いいと思うのですが、医療機関との連携は図られているのでしょうか。

また、医療関係者の皆さんがあピアラנסケアについて専門的な知識を備えていることも大事だと思われます。比較的新しい分野のようですので、医療関係者へのアピアラنسケアの研修、また、医療機関におけるアピアラنسケアの相談体制などはどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○渡辺健康保健部次長 本市のがん診療連携拠点病院には、がん相談支援センターなどの相談体制が構築されており、がん患者さんやその御家族へアピアラنسケア助成事業の説明や御相談に対応いただいておりますので、本市との連携は図られているものと認識しております。

また、医療関係者への研修については、市立旭川病院ではアピアラنسケアの専門的な研修を受けた緩和ケア認定看護師が2名在籍していることは承知しておりますが、他の医療機関の受講状況については把握しておりません。

○中村みなこ委員 がん診療連携拠点病院には相談体制が構築されている、研修については市立病院以外のことは把握されていないとのことでした。

アピアラنسケアは、当事者のみならず、世間一般でも広く認知されるべきだと思いますが、なかなか広がっていない気がいたします。アピアラنسケアの認知度向上に向けての取組についてお伺いします。

○渡辺健康保健部次長 アピアラنسケアの認知度向上の取組につきましては、昨年度の健康まつりで市立旭川病院のアピアラنسケア外来にブースを出展していただき、アピアラنسケアのパネル展示による周知啓発や専用ネイル体験等を実施していただくなど、医療機関と連携した取組を行いましたが、アピアラنسケアの認知度は依然として低く、広く認知されるまでには至っていないものと認識しております。

今後も、医療機関と連携したがん患者やその御家族への周知と併せて、各種健康イベント等でがん患者以外の方へのアピアラنسケアの周知を行うなど、引き続きアピアラنسケアの認知度向上に努めてまいります。

○中村みなこ委員 ぜひ多様な機会を捉えて広げていただきたいと思います。

相談体制や研修のことについて、また、先ほどの認知度向上に関する答弁でも市立病院の取組等について紹介されていました。もう少し詳しく市立病院にお答えいただきたいと思います。

○古川市立旭川病院事務局地域医療連携課主幹 市立旭川病院につきましては、予約制ではありませんが、アピアラنسケア外来を毎週月曜日から金曜日の午後1時から午後4時までの間、開設してございます。

ケアの内容といたしましては、ウィッグや帽子の紹介、爪のケア、また、乳がん手術後の下着の相談など、がん治療中の外見変化に伴うお悩みの方の御相談に対応してございます。

そのほかにもがん治療中の方やその御家族を対象とした取組といたしまして、がん患者サロンひまわりを原則として毎月第2水曜日の午後1時30分から定期的に開催してございます。

最近の取組といたしましては、ヨガの体験教室ですとか、院内の認定看護師による抗がん剤に関するミニレクチャーの機会を設けるなど、患者さんや御家族同士の交流、情報交換の場所として御利用いただいているところでございます。

○中村みなこ委員 外来があつて、いろいろな取組をされているということで、本市のアピアラスケアを牽引されているなということを理解いたしました。

それでは、助成内容について伺います。

ほかの自治体では、ウィッグ等の購入だけでなく、レンタル費用を助成しているところもあるようです。購入するのは高額だからとレンタルする方もいると考えれば助成対象を拡充すべきではないでしょうか。

また、フローズングローブ、フローズンソックスという抗がん剤治療中に使われる冷却用の手袋と靴下まで助成内容を充実させている自治体もあるとお聞きしました。それ以外にも、爪、皮膚などへのケア、アートマークなどを含めるなどの拡充も考えられるのではないかと思います。

本市において、今後、区分の種類や助成対象を増やすなど、拡充をしていく方向性はあるのでしょうか、お伺いします。

○渡辺健康保健部次長 本市のアピアランスケア助成事業は、ウィッグの中に帽子を含めていることやエピテーゼを補助区分の一つとして助成対象者を広く取っていますが、助成対象区分については補正具等の購入費用を助成対象としており、ウィッグ等のレンタル及び物品を伴わないケアやマークなどに関しては助成対象としておりません。

本市のアピアランスケア助成事業は昨年度から開始したところですので、当面は現状の助成対象区分で運用してまいりたいと考えておりますが、フローズングローブやフローズンソックスなどを含む他都市の助成対象の動向については今後も引き続き注視してまいります。

○中村みなこ委員 市民のニーズを把握しながら少しづつでも拡充することを検討していただきたいと思います。

それでは最後に、現状の助成事業の課題や今後の方向性についてお伺いします。

○渡辺健康保健部次長 アピアランスケアとその助成事業につきましては、いずれも認知度が低いことが主な課題であると考えております。

また、本市は、病気などにより失われた身体の一部を本物に近い形で再現する人工装具であるエピテーゼを助成対象としておりますが、昨年度の申請がゼロ件となっていることから、助成対象となる補正具等の内容について周知が十分でない可能性があると考えております。

助成対象者となる方に漏れなく申請いただけるよう、今後、がん相談支援センターなどの相談先や助成制度全般について、様々ながん関連イベントの機会を活用した周知を行うほか、医療機関と一層の連携を図り、広く市民への周知に取り組んでまいります。

○中村みなこ委員 始まったばかりの事業ですので、今後、より広く周知されることを目指して取り組んでいただきたいと思います。

これで1問目を終わりたいと思います。

それでは、続きまして、市立病院の会計年度任用職員についてお伺いしたいと思います。

会計年度任用職員は本市においてどの部署でもたくさんの方が任用されて活躍されております。今回は市立病院の会計年度任用職員ということで質問いたします。

最初に、概要と決算額等についてお示しください。

○吉田市立旭川病院事務局次長 当院の会計年度任用職員につきましては、看護助手や看護師、事務補助など、様々な職種で任用しており、令和6年度末現在で281人が在籍しております。

また、会計年度任用職員の給与費に係る決算額は、11億1千810万6千549円となっております。

○中村みなこ委員 281人ということでした。病院ですので、様々な専門職として御活躍いただ

いでいるのかと思います。

それでは、会計年度任用職員数の推移についてお伺いします。

○吉田市立旭川病院事務局次長 当院の会計年度任用職員の人数の推移につきまして、過去5年の年度末の人数で申し上げますと、令和2年度及び令和3年度が291人、令和4年度が286人、令和5年度が288人、令和6年度が281人と、コロナ禍においてコロナ対応のために職員数が増加した時期もありますが、おおむね280人台で推移している状況です。

○中村みなこ委員 コロナのときに増やした時期はあったとのことですが、大体280人台で推移しているとのことでした。

次に、毎年の離職人数、離職者の勤続年数についてお伺いします。

○吉田市立旭川病院事務局次長 会計年度任用職員の任期満了及び職種変更を除いた年度ごとの離職人数につきましては、令和2年度が37人、令和3年度が26人、令和4年度が32人、令和5年度が23人、令和6年度が13人となっております。

また、離職者の勤続年数につきましては、令和6年度の離職者で申し上げますと、最も勤続年数が短かった職員で2か月、最も勤続年数が長かった職員で13年7か月となっております。

○中村みなこ委員 その年によって結構ばらばらなので、傾向は捉えにくい状況だなと思いました。

会計年度任用職員は任用期間を年度ごとで更新しなければなりません。その一方で、新たに公募も進められています。

その公募についてですが、昨年度はどのような理由でどれぐらいの方を募集したのでしょうか、お伺いします。

○吉田市立旭川病院事務局次長 令和6年度に実施した令和7年度の会計年度任用職員の募集理由につきましては、退職に伴う欠員補充及び委託事業を直営へ切り替えたことによる新規募集によるものであり、当初の募集人数は、看護師、看護助手を中心に、20人となっております。

○中村みなこ委員 会計年度任用職員は、毎年度、任期満了になりますので、その時点で継続するか、離職するかに分かれます。そこに至るまでの手順についてお伺いします。

○吉田市立旭川病院事務局次長 会計年度任用職員の次年度に向けた再雇用の手順についてですが、まず、毎年11月頃に各部署において次年度の会計年度任用職員の任用予定数を決定いたします。次に、12月頃に、現在任用中の各職員に対し、次年度の再雇用を希望するかどうかの意向調査を実施いたします。その後、1月頃に各部署において、再雇用を希望した職員について、次年度、任用を継続するかの判断をいたします。これにより欠員が生じる部署、職種、人数が判明し、次年度の会計年度任用職員の募集人数が決定となり、2月頃に募集を開始するという流れになっております。

○中村みなこ委員 任用数を決めて意向調査をする、任用を継続するかどうかの判断をして、欠員分を公募するという流れとのことです。

その中で、辞める意向を示したけれども、うまく人員補充が進まずに引き続き勤めてもらうということはあるのでしょうか。

○吉田市立旭川病院事務局次長 退職する意向を示した職員につきましては、基本的に本人の意向を尊重しているところでありますが、病院の運営に支障が生じるおそれがある場合には、本人の事情等を確認の上、慰留することもございます。

令和6年度におきましては、夜勤専門で勤務している看護師の人員補充が困難なため、意向調査において、当初、退職する意向を示していた職員に対し、所属部署において慰留した結果、任用を継続することで了承を得られたという事例がございました。

○中村みなこ委員 想像ではありますが、きっと悩んだ末の決断で辞めるとしたのに、病院側の事情で継続していただくことになった方もいるということです。

夜勤専門勤務の方となると新しい方を見つけるのは本当に難しいと思われますし、継続したとなった方にはありがたいなと思うんですが、本当に申し訳ないなという思いもあります。何とか、本人の希望どおり進められるように努力していただきたいと思います。

さて、希望どおりにならなかったパターンでもっと大変だなと思うのは、辞める意向を出していないのに辞めさせられたという場合です。その実態についてお伺いします。

○吉田市立旭川病院事務局次長 会計年度任用職員の再度の任用につきましては、業務遂行の状況などを含めた勤務実績を勘案し、任期ごとの能力実証を経た上で公募によらない再度の任用を行うことができるとしているところでございます。

令和6年度に実施した次年度任用に係る意向調査において、再度の任用を希望したものの、任用とならなかった職員は7名おりました。

その内訳につきましては、新年度に向けて会計年度任用職員の業務や配置を精査した結果、新型コロナ関連業務など、これまであったポストが削減されたことによる者が5名、勤務態度等に問題があり、更新しなかった者が2名となってございます。

○中村みなこ委員 今回、突然解雇された当事者の方にお会いしました。10年以上、市立病院で働いてきた方でした。1月頃にこの部署で2人の人員削減があると伝えられ、自分が解雇されるかもしれない不安に駆られながら、びくびくしながら毎日過ごしていたそうです。また、同じように不安になった同じ会計年度任用職員も複数いて、誰が辞めさせられるのかという、ぎすぎすした雰囲気が続いていたということです。

解雇の宣告を受けたときには、理由を聞いても、総合的な理由ですとだけ言われ、納得がいかなかつたけれども、しようがないと受け入れるしかなかったと話されていました。子育て中の方でもあり、御家庭の事情も様々あって、現在、経済的にも大変苦労していると話されていました。

10年以上勤めて、今まで自分なりに頑張って働いてきて、誰よりもその業務をこなせるようになり、振られた仕事を断つこともない、担当外の仕事も手薄なときには率先して手伝ってきた、それなのに総合的な理由で突然解雇される、労働者にこんな扱いをしていいのでしょうか。

市立病院は財政的に困難な状況にありますから、経費削減は進めなければならない、そういう課題があります。その際に、長く働いた方を解雇するほうが人件費を浮かすことができるから、あえて古い方を解雇するなどの方針があるのでしょうか。会計年度任用職員の1年目と5年目の給与の差も併せて御説明ください。

○吉田市立旭川病院事務局次長 会計年度任用職員の1年目と5年目の給与の差につきましては、6か月以上かつ週20時間以上の勤務がある場合、再度任用時に給料の号給が加算されるため、フルタイムの事務補助の給料月額を例にしますと、1年目が18万8千円、5年目が21万3千600円となり、1年目と5年目では2万5千600円の差が生じます。

会計年度任用職員の給与水準につきましては、正職員と同様に職務経験等の要素を考慮すべきも

のありますし、経費削減のため、勤務年数が長い職員を解雇するという手法は、長期的には優秀な人材を確保できなくなる可能性もありますし、病院経営に支障を来すということがありますので、当院においてそのような方針はございません。

○中村みなこ委員 経費削減のため、長く勤めている職員を解雇対象にするということはないと確認いたしました。安心しました。

しかし、今回は長年働いてくださった方を辞めさせざるを得なかつたわけです。それは、御本人はもとより、残された職員、職場としては大きな損失だったのではないかと思います。

そのあたりの認識を伺います。

○吉田市立旭川病院事務局次長 病院運営に当たって、長期間勤務していただいている経験豊富な職員は貴重な人材であり、退職した場合に生じる穴は大きなものとなると認識しております。このことから、本人と所属の意向が一致し、同一業務で雇用可能な場合は、基本的にこれまでの経験を考慮し、継続採用を行っているところあります。

一方で、病院経営が非常に厳しい中ではあらゆる経営改善策を実施する必要があり、会計年度任用職員につきましても、業務の見直し等により、これまで採用していたポストが縮小、整理され、雇用が継続されないケースも生じております。

その場合には、これまで培った経験を生かして、引き続き当院で活躍していただけるよう、院内他の部署で募集が行われる職種を紹介するなど、可能な限り本人の意向に寄り添った対応を行っているところあります。

○中村みなこ委員 長く勤めている方を辞めさせているわけではないですし、給与が高い人を辞めさせているわけでもない、長く勤めている人は貴重な人材と認識しているとのことでした。それでも、やはり解雇せざるを得ないパターン、場合があるのですね。

それでは、最後の質問です。

今後も会計年度任用職員の業務が縮小、整理され、雇用がなくなる方向性にあるのでしょうか。もうそろそろコロナ関係で増えていた分の削減は終わる頃なのかなと思っております。まだ引き続き病院として積極的に減らそうという考え方なのかどうか、会計年度任用職員をただの調整弁にすることなく、大事にしていってほしいと考えておりますが、見解を伺います。

○木村病院事務局長 会計年度任用職員に関わりまして様々御質問をいただきました。

当院の会計年度任用職員につきましては、正職員と合わせた職員総数の約3割を占めているという状況にございます。

また、先ほど委員からもお話がありましたとおり、事務補助のみならず、医療職など、様々な職種の方が、事務局をはじめ、外来の各診療科や入院病棟、あるいは、薬剤科、中央検査などのメディカル部門など、本当にありとあらゆる医療現場で勤務、活躍していただいておりまして、日々の診療など、病院運営にはなくてはならない存在あるいは人材であるというふうに認識をいたしております。

職員数につきましては、先ほどその推移を答弁いたしましたとおり、コロナ禍前の平成30年度をベースに、コロナ対応により増加、その後、コロナ業務の一部終了により若干の減少というような経緯をたどっておりますけれども、令和6年度にコロナ対応を含めた医療が通常対応というふうになる中で、コロナ禍前の平成30年度の患者数への回復には至っていないという現状を踏まえま

して、また、やはり足元の経営状況が非常に厳しいということもありまして、病院全体での見直しを行ったのが令和6年度の配置適正化の取組となります。

これは、人員や労働時間が現在の業務量と見合ったものとなっているかの点検を行いまして、次年度の募集に反映したものでありますけれども、来年度に向けましても引き続き同様の取組を行う必要があるものと考えておりますし、この点についてはぜひ御理解いただきたいというふうに考えております。

ただ、この取組はあくまで各部署において現状で必要以上の任用がないかどうかを精査するものでありますし、逆に現場が回らないような状況になりますと、かえって収益が減ってしまうというようなことにもなりかねませんので、現場の状況を無視して削減人数ありきで削減を行おうとするものではないということは申し上げておきたいなというふうに思います。

当院といたしましては、今後につきましても、良質な医療や患者サービスの提供と安定的な病院経営の両立を目指していかなければなりませんけれども、そのためにも会計年度任用職員は貴重な人的資源であるということをより一層意識しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○中村みなこ委員 会計年度任用職員は貴重な人的資源と答弁いただきました。

きっとどんどん正職員していくのが一番いいのだろうなとは思いますが、それはすぐにはできないと思います。でも、労働者として尊重して大事にしていただきたいと思います。

市立病院の運営が厳しい中、今まで以上に職員一丸となって業務に当たらないといけない状況だと思います。一人一人の職員への対応といいますか、大事にするよ、そういう姿勢が大きく影響すると思います。ぜひ御尽力いただきたいということを述べまして、この項目を終わらせていただきます。

では、福祉除雪について進めたいと思います。

今回の一般質問で有償ボランティアについて触れました。その中の一つがファミリーサポートセンターの福祉除雪ボランティアで、この場でもう少し詳しく扱わせていただきたいと思います。

3款1項3目のファミリーサポートセンター等運営費のうち、福祉除雪ボランティアマッチング事業について、まず、事業の概要と決算額についてお答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 福祉除雪ボランティアマッチング事業につきましては、玄関から公道までの除雪を行うことにより、市民が冬期間も安心して暮らせるよう、除雪の援助を受けたい者である依頼会員と援助ができる者である提供会員を組織、調整し、地域の相互援助活動を支援する事業であります。

本事業は、ファミリーサポートセンター介護型と併せて、ファミリーサポートセンター等運営費として社会福祉協議会に委託をして実施しております。

令和6年度は、予算額784万5千円で、決算額は784万3千円となっております。

○中村みなこ委員 依頼会員と提供会員を募って、調整して高齢者の除雪支援を進めるのが福祉除雪ボランティアマッチング事業とのことです。

しかし、この事業のほかに、市民の協力の下、高齢者の冬場の生活を支える事業として高齢者等除雪支援事業というのもあります。どう違うのでしょうか。福祉除雪ボランティアマッチング事業との違いについてお答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 住宅前道路除雪事業として、市の道路除雪作業後に生じる残雪を住宅の敷地入り口部分に残さないよう配慮する事業を実施しており、その際、町内会など、地域にお住まいの方に御協力をいただき、対象世帯の間口除雪を行う取組を高齢者等除雪支援事業として実施しております。

そのため、福祉除雪ボランティアマッチング事業は玄関から公道までの除雪を対象とし、高齢者等除雪支援事業につきましては自宅敷地外の除雪作業後の残雪を対象としております。

○中村みなこ委員 全く別の事業であると理解いたしました。

市か社協か、近所の方か提供会員かが違う、そして、何より除雪の部分が違っていて、福祉除雪は敷地内分、高齢者等除雪支援は、除雪作業の残雪で、敷地外の入り口部分というふうにすみ分けられているとのことです。除雪車の作業が入らなければ高齢者除雪支援はされないということになり、複数の相違点が明確になりました。

それでは、福祉除雪ボランティアマッチング事業について、依頼会員数の推移をお答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 福祉除雪ボランティアマッチング事業の依頼会員数の推移について、令和2年度から令和6年度までの各年度末の人数でお答えをいたします。

令和2年度は399人、令和3年度は367人、令和4年度は252人、令和5年度は234人、令和6年度は233人となっております。

○中村みなこ委員 令和2年度の399人から令和6年度は233人と、166人も減っています。この減り具合といいますか、減るスピードに驚きました。

減り続けている要因等をどのように考えているのか、お答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 依頼会員数につきましては、毎年度、退会者数が新規登録者数を上回る傾向がございますが、高齢者世帯においてはおおむね80歳以上としていることから、施設入所等、居住形態の変化など、様々な要因があるものと考えております。

○中村みなこ委員 施設への入所などが考えられるとのことでした。

次に、依頼会員になるための要件について伺います。

年齢が80歳以上という要件があります。それは妥当なのでしょうか。年齢などの一律の要件では除雪支援が必要な方に対応し切れないのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 依頼会員の要件につきましては、自力または市内に居住する扶養義務者による除雪が困難な80歳以上の方としておりますが、70歳以上で要支援認定があり、自身では除雪が困難と思われる方や要支援認定がなくても医師の診断等で要支援1と同程度の身体状況にある方は対象としているところであります。

事業の運用に当たり、対象者の要件を規定することは必要ですが、同時に除雪支援がなければ外出が困難となるような世帯を支援できるよう、受託者において一定の裁量を認めているところであります。

○中村みなこ委員 依頼者の実態を見て、要件に該当しなくても認める場合があるとのことで安心いたしました。今後も必要とされる方に行き渡る支援を目指していただきたいと思います。

それでは次に、提供会員数の推移についてお答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 福祉除雪ボランティアマッチング事業の提供会員数の推移について、令和2年度から令和6年度における各年度末の人数でお答えをいたします。

令和2年度は245人、令和3年度は226人、令和4年度は100人、令和5年度は95人、令和6年度は115人となっております。

○中村みなこ委員 ずっと減り続けていて、昨年度は増えているとのことですので、今後の推移も気になるところではあります。

さて、この提供会員はどのような方が担われているのか、お答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 提供会員につきましては個人で登録される場合と団体で登録される場合があり、令和6年度末の状況で申しますと、個人登録は108人、団体登録は7団体となっております。

○中村みなこ委員 団体登録とありましたが、具体的にどのような団体が登録されているのでしょうか、お伺いします。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 令和6年度末の時点で7団体の登録がありますが、その内訳としましては、中学校及び高校の部活動が6団体、福祉施設が1団体となっております。

○中村みなこ委員 中学生、高校生の皆さんも関わってくださっているということです。

以前の市民広報誌「あさひばし」に掲載されていた記事を思い出しました。

野球部の子どもたちが高齢者宅の除雪をして、高齢者の皆さんに感謝されて、役立っているなどいうことが実感できて、高齢者の方々も子どもたちが元気に作業しに来てくれることを喜んでいる様子が伝わる記事だったかと思います。高齢者の皆さんにとって、うれしさ倍増になるなど想像したのと同時に、世代間の交流を生み出すすばらしい事業だなと認識いたしました。

さて、提供会員全体を見ますと、令和6年度は増えていますが、傾向として提供会員数も減っています。その要因等をどのように考えているのか、お答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 提供会員数につきましては、退会者数が新規登録者数を上回る状況が継続しておりますが、令和6年度は、広報誌に加えてSNSツールや健康アプリの活用等、新たな担い手の確保に努めた結果、新規登録者数が退会者数を上回り、年度末時点で令和5年度と比較して増加しております。

しかしながら、以前は、退職後に時間的に余裕があり、体力もある年代の方々の関わりを期待できましたが、現在は再雇用等で稼働状況にあることから、引き続き提供会員数の確保が課題であると認識しております。

○中村みなこ委員 提供会員確保が課題となっているとのことでした。

そこへの対策は必要となってくるわけですが、冒頭に説明していただいた敷地外の入り口の除雪をする高齢者等除雪支援事業と敷地内の玄関前除雪をする福祉除雪ボランティアマッチング事業の2つをドッキングさせることはできないのでしょうか。隣り合ったほぼ同じ場所を除雪するのですから、別々の人がそれぞれの除雪をするのは効率的ではないと感じます。

この2つの事業をドッキングさせることで担い手不足の解消を目指せますし、登録の手間も省けるなど、メリットがあると考えますが、いかがでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 現在、高齢者等除雪支援事業と福祉除雪ボランティアマッチング事業の事業統合等は検討しておりますが、利便性の向上や担い手不足の解消等に資する取組について幅広く検討してまいります。

○中村みなこ委員 定年退職をした後も働く方が増えている昨今ですので、どの分野でも人手不足

の影響はますます深刻になると思われます。ドッキングは、すぐやるのには課題があるにしても、ぜひ検討していっていただきたいと思います。

提供会員の確保のための取組は、そうはいっても必要になってきます。事業の進め方の新たな工夫も併せて進めていくことが必要だと考えます。今後どのように進めていくのか、お答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 まず、支援が必要な方に対応できるよう、提供会員数の確保に向けて、引き続き周知活動などに取り組んでまいります。

あわせて、受託者からの実績報告などから、念のためなど、予備的な考え方で利用を申し込まれている方も一定程度おられる状況がうかがわれ、提供会員が訪れても既に除雪がなされている事例等も生じております。

そのため、今年度は、支援内容について、現行の継続的な除雪支援に加えて、新たに大雪時などの臨時的な除雪支援のみの区分を設定することにより、依頼会員の御懸念への対応と提供会員のモチベーションの維持に資する運用を検討しております。

○中村みなこ委員 少しの雪なら自分でできるけど、一気に雪が降った、積もったときは自分でできないし、不安だから、念のため、会員になっている、すると、提供会員が張り切って除雪しに行ってみたら終わっていた、そういう無駄になってしまう実態に合わせての工夫ということで、2つの区分で登録する取組は期待できると感じました。

それでは最後ですが、高齢者にとって住み慣れた地域で暮らし続けるために、冬をどう乗り越えるかは切実な問題です。

今後、行政としてどのように関わっていくのか、特にボランティアとの関わりの点からお答えください。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 高齢者施策を推進する上で高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができる環境づくりは重点的に取り組む課題であり、その中でも、雪対策については、福祉除雪ボランティアマッチング事業のほか、住宅前道路除雪事業や高齢者等屋根雪下ろし事業などを実施しており、引き続き、これらの取組を進めてまいります。

その際、住宅の敷地内の除雪など、行政の手が行き届きづらい部分にボランティアの方々に関わっていただく仕組みは今後とも重要であると考えておりますが、全国的に60歳代の就業率が高くなっている中、ボランティア数の拡大を図ることに限界もございます。

そのような中でも、広報活動等により人数的な拡大に努めていくとともに、あわせて、ボランティアの方々がよりやりがいを感じられるような運用上の工夫を講じていくことにより、活動の活発化につなげていきたいと考えております。

○中村みなこ委員 高齢者の除雪ということだけでなく、人と人とのつながりや支え合い等を生み出す事業です。より効率よく、そして、ボランティアさんの気持ちも大事に進めていただきたいと思います。

以上で、一旦、ここで終わりたいと思います。

○品田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時35分

○品田委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○中村みなこ委員 それでは、残り2項目、よろしくお願ひします。

それでは、盲ろう者通訳・介助員派遣事業についてです。

3款1項2目、聴覚障害者等コミュニケーション支援費の中で実施している盲ろう者通訳・介助員派遣事業について、その概要と令和6年度の決算額、実績についてお示しください。

○紺野福祉保険部障害福祉課主幹 聴覚障害者等コミュニケーション支援費の中で実施しています盲ろう者通訳・介助員派遣事業につきましては、視覚と聴覚について重複して障害のある重度の障害者に対し、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者通訳・介助員を派遣し、盲聾者の自立と社会参加に資することを目的に実施しております。

具体的には、旭川市盲ろう者通訳・介助員派遣事業実施要綱に基づき、事前に派遣対象として登録されている盲聾者の依頼により通訳・介助員等を派遣し、その通訳・介助員実施時間に応じ、通訳・介助員に対し、謝金及び交通費を支給するものです。

決算状況につきましては、当該事業に係る令和6年度の予算額46万5千円に対し、決算額は37万3千168円となっております。

通訳・介助員の現在の登録人数につきましては、36名おり、そのうち市内在住者は14名となっております。また、令和6年度の派遣件数は25件、派遣人数は延べ54名となっております。

○中村みなこ委員 派遣件数は25件、派遣人数は延べ54人とのことです。この数字だけではこの事業が適切に進められているのか判断しかねますので、もう何点か伺います。

本市には盲聾者の方々は何人いらっしゃるのでしょうか。このうち、派遣の対象となる人数はどのくらいいるのか、お示しください。

○紺野福祉保険部障害福祉課主幹 本市の視覚と聴覚の両方に障害のある盲聾の方の人数につきましては、身体障害者手帳の交付人数で申しますと、令和7年8月末現在で33名おり、このうち、派遣対象となるのが重複による障害の程度1級または2級に該当している方で25名おります。このうち、2名が派遣を希望するとして登録されております。

○中村みなこ委員 派遣対象者25名のことですが、それと比べて利用者数が2名、派遣回数25件という数字だけ見ますと少ないのではないかと思うのですが、どのように認識されているのでしょうか。

○紺野福祉保険部障害福祉課主幹 事業の派遣対象となる25名のうち、75歳以上の方が12名、平均年齢が74歳と、高齢の方が多いことなどから、派遣を希望する登録者が2名となり、派遣回数も少ないものと考えております。

○中村みなこ委員 高齢の方が多いことが主な要因とのことです。

高齢だと外に出る機会がぐんと減ると思われますし、本市のみならず、今の日本では障害があるだけで外へ出るハードルは高くなってしまうのかなと感じたところです。本事業はそのハードルを下げるためのものもありますので、より多くの方に利用していただきたいと思います。

そう考えたときに、この事業の情報が行き届いているのか、正しく理解されているのかが重要となります。事業の周知が適切になされていたのかどうかが問題となるわけです。どのように周知を図っているのか、お伺いします。

○紺野福祉保険部障害福祉課主幹 事業の周知につきましては、市のホームページ上、総合庁舎や支所の窓口で配付している障がい者福祉の手引での周知のほか、人とのつながりを生かし、当事者に伝わることも効果があると考えていますので、盲聾利用者が所属する団体の協力の下、団体主催のイベントや毎年12月に行われる障害者週間で事業の周知を行っているところです。

また、通訳・介助員の養成講座案内の際、市内の全障害福祉サービス事業所等に対し、事業概要を記載したチラシを配付し、支援員からの周知も行っているところです。

○中村みなこ委員 それでは、具体的にどのような場面で通訳・介助員が派遣されているのでしょうか。派遣対象事項を見ますと、社会生活上、必要不可欠な場合と社会参加のために必要でコミュニケーション支援を必要とする場合と定められていますが、それらの内訳をお示しください。

○紺野福祉保険部障害福祉課主幹 派遣対象となる場面につきましては、盲聾者の医療機関への通院や冠婚葬祭など、社会生活上、必要不可欠な場合と、講演会や研修会をはじめとした文化活動など、盲聾者の社会参加のために必要と認められ、主としてコミュニケーション支援を必要とする場合が該当いたします。

ただし、政治的・宗教的活動や個人の営利目的のための営業活動に係る場合などは対象外としております。

また、令和6年度の実績につきましては、全て盲聾者の社会参加のために必要で、コミュニケーション支援を必要とする場合となっております。

○中村みなこ委員 社会生活上、必要不可欠な場合とされる通院や買物、冠婚葬祭は、家族が同行することが多かったり、ほかの支援で利用することがあったりするなど、利用がないのかなと思われます。全て社会参加のために必要でコミュニケーション支援を必要とする場合のみで、必要不可欠ではなく、文化的活動での利用とのことで、この分野に支援があることは大変重要ですし、ありがたいことだと思いました。

その派遣場面についてなのですが、利用されている方や所属されているサークルのメンバーから、総会や講演会だけでなく、団体の定例会のような会議に参加するときにも利用させてほしいという要望がありましたが、派遣は可能なのでしょうか。

○紺野福祉保険部障害福祉課主幹 令和6年度及び令和7年度において、盲聾者の方が所属する団体の総会など、派遣を希望する方の依頼内容を確認し、通訳・介助員派遣事業実施要綱により通訳介助員を派遣しておりますので、今後も要綱に基づき適切に対応してまいります。

○中村みなこ委員 依頼内容を確認し、要綱に当たれば会議等でも派遣できるということで理解いたしました。

さて、延べ54人の通訳・介助員の方が派遣されたとのことです、専門の資格をお持ちの方しか携われない事業もあります。

必要とされる資格はどのようなものなのでしょうか。また、その資格を取るための支援などは設けられているのでしょうか、御説明願います。

○紺野福祉保険部障害福祉課主幹 通訳・介助員に就くには、自治体が行う盲聾者通訳・介助員養成研修を修了する必要があります。市内に専門的知識等を有する者がいないため、本市においては、北海道、札幌市、函館市と合同で一般社団法人北海道身体障害者福祉協会に研修の実施を委託し、札幌で8日間の日程で行っております。受講料につきましては無料ですが、受講者にテキスト代を

負担していただいております。

なお、委託料については、盲ろう者通訳・介助員派遣事業同様、聴覚障害者等コミュニケーション支援費の中で盲ろう者通訳・介助員養成事業として支出し、令和6年度の決算額は22万3千800円となっております。

○中村みなこ委員 8日間の養成研修を札幌で受講することでした。

受講者にとっては時間的、経済的にもかなりの負担となります、その研修を旭川で開催することはできないのでしょうか。

○水上福祉保険部障害福祉課長 研修を旭川市で開催することについては、先ほどの答弁のとおり、現在、本市には専門性を有する方がいないため、本市を含めた北海道、札幌市、函館市と合同で研修の委託をして実施していただいております。

そのため、研修を旭川で開催するとした場合は、合同で開催している開催市ですとか、委託先の協会と協議が必要なことや、単独の開催となりますので、費用が増加することなどが課題となっております。ですので、直ちに本市で開催することは難しいと考えております。

ただし、市内で研修を受講できるということが受講者にとって一番よいということは認識しておりますので、本市での研修開催の可能性についての検討を続けてまいります。

○中村みなこ委員 条件がそろわないと難しいことだと理解いたしました。

しかし、この研修は、8日間と長いのにもかかわらず、研修に係る交通費や宿泊費は自腹となっています。経済的にもかなりの負担になります。せめて、交通費だけでも補助できないのでしょうか。

○水上福祉保険部障害福祉課長 まず、新たに資格取得のために養成研修へ札幌まで行かれている受講者数ですが、令和4年度がゼロ名、令和5年度が1名、令和6年度が4名、令和7年度が3名と推移しております。

また、既に通訳・介助員の資格を有している方のさらなる意識や技術の向上を目的とした現任研修というものもありますけれども、こちらも同じく札幌で行われております、この受講者数も令和4年度が3名、令和4年度が3名、令和5年度が2名、令和6年度が1名、令和7年度が5名という状況になっております。

札幌で行われる2つの研修の受講者人数が補助のない状態でも増えてきていることから、今後の研修受講者数の動向なども注視し、旭川市での開催と併せて交通費の補助の必要性について検討してまいります。

○中村みなこ委員 補助がなくても受講者が増えているから補助等は考えていないことです。今後、この事業がしっかりと周知され、より多くの方がもっと気軽にかけられる、様々な催し等に参加できるようになるのが理想です。利用者が増えれば通訳・介助員も多く必要とされることになり、増やしたいと思ってもすぐ増やせるものではありませんので、今からより多くの方に受講していただきたいと考えております。担い手不足の問題が深刻化する前にぜひ積極的に検討していただきたいということを指摘いたしまして、この項目は終わらせていただきます。

それでは、最後の項目になります。

4款1項3目、鳥獣対策費について伺います。

事業の概要と決算額についてお示しください。

○後藤環境部環境総務課長 鳥獣対策費の令和6年度の決算額についてでございますが、予算現額1千651万3千380円に対しまして、決算額は1千591万916円となっております。

事業概要ですが、人の生活圏に出没するヒグマや繁殖期の攻撃的なカラスへの対策を行ったほか、野生鳥獣に関する苦情などの受付を行ったところであります。

○中村みなこ委員 私からは、ヒグマ、カラス以外の野生鳥獣に関する苦情に関わって質問をさせていただきます。

昨年、実際に私のところにもハトやキツネの相談が寄せられました。まず、ハト、キツネについて、市民からどのような苦情が寄せられているのでしょうか。また、それらの苦情の件数も併せてお示しください。

○後藤環境部環境総務課長 昨年度に寄せられた苦情についてでございますが、ハトに関しましては31件、また、キツネに関しましては18件の苦情がございました。

苦情の内容についてでありますが、ハトに関しましては、不快感、ふんによる汚損と悪臭、景観の悪化が主なものでございましたが、ハトが集まる原因となっている餌づけ行為を行う者に関する苦情もあったところでございます。

また、キツネに関しましては、ハトと同様に、不快感のほか、エキノコックス症に関する不安などが主なものであります、こちらも餌づけに関する苦情もあったところであります。

○中村みなこ委員 結構な件数のハト、キツネの苦情が寄せられているわけですが、市内のこの辺りから苦情が多い、逆に言い直しますと、この辺りにハトが多いとか、キツネが出没しているとか、地域的な傾向などはあるのでしょうか。

○後藤環境部環境総務課長 特にここの地域からの苦情が多いといったような傾向というものはございませんが、郊外の地域よりは住宅街の地域からの苦情が多かったところでございます。

○中村みなこ委員 住宅街のほうが人が多い分、不快に感じる方も多くなるのかなということもありますし、郊外ではさほど気にならないのかなと感じたところです。

それでは、このようなハトやキツネへの苦情という市民の声に市としてはどのように対応しているのでしょうか。

○後藤環境部環境総務課長 市民から寄せられる苦情のうち、ハトやキツネなどの野生動物に対して餌づけを行っているという内容の通報があった場合には、職員が現場を確認した上で餌づけを行っている状況が確認できた際には、餌づけの行為者に対しまして、餌づけ行為により野生動物が人の与える食べ物に依存してしまうこと、餌づけにより集まつてくる動物の鳴き声などの騒音やふんなどによる生活環境への悪影響といった様々な問題を引き起こす可能性があるということを伝えた上で餌づけをやめるように注意しているところであります。

○中村みなこ委員 餌づけをしている方に、直接、餌づけの悪影響等を伝えて注意するだけのことです。ハトもキツネも野生動物で、鳥獣保護管理法の保護対象となり、たとえ餌やりでハトが集まり、羽根やふんなどで衛生面への害が生じても簡単には駆除できません。

ハトは木の実などを食べて生きているので、餌やりの必要はないですし、無責任な餌やりに苦慮する自治体は多いようです。餌やりそのものを禁止する法律はなく、注意しかできないというのが現状となっております。

それで、餌づけしなくなつて解決していくのならいいのですが、実際はどうなのでしょうか。無

事、解決に至った件数はどれくらいあるのでしょうか。

○後藤環境部環境総務課長 餌づけ行為への注意をした後に追跡調査などをしていないため、実際に解決に至った件数というのは把握しておりません。

○中村みなこ委員 注意した後、解決したかどうか、把握されていないとのことですが、未解決のままになっている場合も多そうです。

なかなか解決に至らないのはなぜでしょうか、主な原因について御説明ください。

○後藤環境部環境総務課長 餌づけ行為への注意を受けた後も餌づけを繰り返す人につきまして、その都度、周辺住民の方から苦情や相談が寄せられるといった場合があります。その際には繰り返し注意を行っておりますが、注意に対し、餌づけをやめると答えておきながら再び餌づけを行う人がいるという場合もあります。これは、注意に法的拘束力がないことから、なかなか聞き入れられていないということがあるものと思われます。

○中村みなこ委員 対応としては注意止まり、その注意を聞かなくても法的に罰せられることはないから、なかなかやめてくれるのが解決に至らない理由とのことでした。

おなかをすかせてかわいそうなハトに餌をやるのはいいことだと信じ込んでいる方もいます。独りで孤独な生活を送ったりしている方など、餌をやることでハトが集まってきて、承認要求も満たされる、こうした背景もあるので、注意されただけでは餌づけ行為をなかなかやめていただけないようです。解決に向けて苦慮している実態は全国のほかの自治体でも見られるようです。

そんな中、少し前のニュースですが、大阪市の住宅街でハトやカラスへの餌やりを続けた人物に対して、大阪市は、鳴き声やふんによる周辺住民の生活環境が損なわれたとして、動物愛護管理法に基づいて餌やりの中止を命じる行政処分を出したという報道がありました。何月までの餌やりの中止を命じて、違反したら最高で50万円の罰金に処されるという内容でした。

動物愛護管理法では、自然環境下で自活する純粋な野生動物は対象外とされていますが、そのときの大阪市は、長い間、餌づけされてきたハトやカラスは純粋な野生動物ではないと判断した上の処分だそうです。餌やりの程度が半端なかったのだなと思いますし、全国的に見てもまだ一般的な方法ではないようです。そして、本市に適用できる例でもないとは思いますが、被害の状況によってはこのような踏み込んだ対応もあるということを選択肢にすることはありかなと思っております。

次に、キツネの件です。

キツネが空き家にすみついて、繁殖して困っている場合はどのように対応しているのでしょうか。

○後藤環境部環境総務課長 空き家につきましては、その所有者が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるように法律で規定されており、まずは所有者が対応すべき問題であります。

○中村みなこ委員 所有者が対応すべき問題で、市としては介入できないとのことです。

仮に所有者がキツネをすめない環境にしてしまえば、キツネはほかに移動するでしょうけど、すんなり山へ帰るわけではないと思います。

住宅街のほうが餌にありつけるでしょうし、ほかの住宅地にすみついて転々としていった先々で市民が困るのではないかと思います。何とか山へ追い返したいと思うのですが、難しいのでしょうか。

○後藤環境部環境総務課長 ハトやキツネなどの野生の動物につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法で、許可なく野鳥を捕獲、殺傷すること、飼うことは禁止されておりまして、捕獲して山へ帰すというようなことはできません。

そのため、野生動物を住宅地などに寄せつけないように餌を与えない、生ごみなど、野生動物の餌となるものを屋外に放置しない、ごみ出しのルールを守るといった基本的なルールを守ることが重要であると考えております。

○中村みなこ委員 やはり、餌がポイントだということです。

昨年、寄せられた相談では、末広の住宅街の話なのですが、空き家の敷地にキツネがすみついて困っているという内容でした。その近所の方からの相談でしたが、隣接している3軒の方々はもちろん、周辺住民の間ではキツネがすみついていることはもう有名な話になっていました。

隣接している方の1人は、朝、カーテンを開けると、畠にキツネがいて、目が合うんだそうです。畠を自由に出入りするし、荒らすし、ふんはするしで、実った作物を安心して食べることもできない、鳴き声がうるさいときもあれば、臭いがひどいときもある、そして、繁殖して4匹に増えて行動していたりする、今年もまた新たな子ギツネを連れて動いていると言っていました。

市に相談しても注意止まりなので、問題は解決せず、地域の方が協力して所有者と連絡を取り合っているものの、遅々として対策が進まないんだと話されていました。本当に困っていて、引っ越すかと考え始めているという方もいらっしゃいました。

ハトにしても、キツネにしても、困っている方々にとっては早く何とかしてほしいという切実な思いで、不安や不満を抱えて生活している実態があります。町内会として要望を出そうという動きも検討されているということも聞いております。個人で行政に訴えても何も解決せず、困った末の動きでもあります。市民が安心して暮らせるために今以上に取り組めることは注意以外に何もないのでしょうか。

インターネット上には、ハト110番など、見積り無料です、駆除しますというサイトがたくさん並んでいたりしますし、キツネに対しても忌避剤として木酢液をまくのがいいなどという情報も出てきます。それらを利用する際に、幾らかでも補助するですか、忌避剤を配るですか、もう一步踏み込んだ取組はできないのでしょうか。それらを含めて、今後の取組についてお伺いして、最後の質問といたします。

○太田環境部長 ハトやキツネに関する対策ということで、様々御質問をいただいたところでございます。

今の委員の御質問にもございましたように、状況によってはハトやキツネを自宅の敷地内に寄せつけないような自衛の策というのは必要になる場合もございますけれども、やはり、ハトやキツネなどの野生動物につきましては保護の対象となってございまして、人間は介入しないということを基本としてございますので、市としては、駆除ですか、忌避剤の配付というのは行わず、まずは、野生動物を人の生活圏に寄せつけない、あるいは、定着させない、そういうことをお願いしているところでございます。

そのため、野生動物との共存、あるいは、共生の観点から、今後も、引き続き、ハトやキツネなどの野生鳥獣への餌づけ行為者に対しましては粘り強く注意し、理解を得られるように取り組むとともに、餌となるようなごみを放置しない、あるいは、野生動物にむやみに近づかないといった野

生動物への接し方ですとか、適切な対象などについて市民に広く周知を図ってまいりたいと考えてございます。

○中村みなこ委員 ハトの件では、市に連絡すると、職員の方が1回は見に来るけれども、そのときにハトが見当たらないと、なかなか困り感を分かってもらえないのか、もう来なくなってしまうとおっしゃっていました。大群でいるときと出払っているときもあるから何回か見に来て確認してほしいんだという声もあります。

そうはいっても、結局、餌やりしている人がいないと何もせずにそのままにならざるを得ないというのが大きな課題だと捉えていただきたいですし、ぜひ、市民への丁寧な対応と併せて、少しでも改善できる対策を模索していただきたいと思います。

以上で、私からの質問は全て終わらせていただきます。

○品田委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時01分

---

再開 午後4時03分

○品田委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○植木委員 本日最後で順番が回ってきました。この時間を回ってくると、ちょっと切りどころが難しくて苦手だなと思ってしまうところもあるんですけども、進めていきたいと思います。

それでは最初に、市民課窓口ＩＣＴ化推進費について進めたいと思います。

今、立たせていただいているこの庁舎に移ってきた当初は本当に真新しい状況で、何もかも慣れないとあつたわけですけれども、さすがにもう慣れてきたところです。旧庁舎には旧庁舎のよさがあったわけですが、今は、新しい庁舎になって、なじんできた頃かなと思っております。

市民の方にとっても、旧庁舎から新庁舎になったことについて、一般では顧客体験とかと言いますが、体験が変わってきている中で窓口はどういう現状なのかというところで伺っていきたいと思っています。

手続に代理で来られる業種の方々もいらっしゃいますけれども、窓口は、やはり、市民の方と行政をつなぐ、一番顔を合わせる場所だと思います。新庁舎移転後は、より利便性の高いサービスの提供ができますよということも売りであったわけで、ＩＣＴ化が進められているところですね。

その中核を担う計画というのが旭川市次世代総合窓ログランドデザインで、市長も言っていますけど、私も議員になって最初の質問で日本一の窓のことについても触れさせていただいたんですけども、そういう目標に向かって方向性を示した計画であり、思い返せば、今までの紙ベースが当たり前だった時代がずっと続いてきましたが、手続関係が変わっていって、デジタル時代の市民サービスの在り方を描くものと理解しています。

まず、取組について伺っていきますが、2款3項1目の市民課窓口ＩＣＴ化推進費の旭川市次世代総合窓ログランドデザインに関する委託料をお聞かせください。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 市民課旭川市総合窓口改革企画・試行業務として2千964万5千円、旭川市次世代総合窓ログランドデザインに係る取組推進・改定支援業務として693万円となっております。

○植木委員 窓口改革を進められているということで、システムの更新、置き換えというわけではなくて、どうあるべきかを再設計する取組であるということでありました。

その内容なんすけれども、引っ越してきたといつても策定から数年がたちまして、目標年度の折り返しでもあるわけです。理念としてはすばらしいものだと思うんですが、市民から見て、新しい庁舎で、そして、窓口も変わって手続も変わったという部分はもう存分に実感いただいていると思うんですけども、計画の進捗等が気になるところあります。

グランドデザインでは、日本一の窓口と日本一の行政DXということで、利用者の利便性向上と職員の業務効率化の推進を挙げております。目標年度の折り返しの中、現在の進捗状況をお聞かせください。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 グランドデザインでは、業務手順の可視化、来庁前の分からぬゼロ化、来庁時の分からぬゼロ化、窓口での分からぬゼロ化、来庁しなければならないゼロ化、この5つを取組方針と定めており、2024年度はこれらの取組におけるデジタル技術の活用の検討や試行を行ったところでございます。

○植木委員 活用の検討、試行ということで、まだ途中過程だということあります。

ゼロが幾つも並んでいました。極論としてのゼロということで、すごく頼もしいものだなと思います。けれども、その部分が市民の不安だとか手間を減らすための行動指針ということだと思います。

行政のDXについて真価が問われるものでもありますが、今後はそういった検討、試行が実装、定着されていくという流れかなと思っております。

制度や設計図だけではなく、実際に窓口で対応する職員の皆さんの業務もこちらの新庁舎で来てがらっと変わったと思うんですね。そして、来てみたけども、やってみたら創意工夫がその場面、場面で上がってくるものだと思います。そういった工夫というのが大事な積み重ねかなと思っていて、それによって市民満足度が高まっていくと思います。

新庁舎に移転して2年、こうした小さな改善があるかと思うんですけども、現場レベルで行った工夫や成功事例などがあったらお聞かせください。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 工夫した例といたしましては、証明書申請窓口という1階の5番窓口になりますけれども、そこが混雑している場合など、新庁舎の1階にコンビニエンスストアが入っておりまして、そこにマルチコピー機が設置されていることを来庁者の方にお知らせしております。マイナンバーカードがあればコンビニ交付を利用するとお知らせをしたということですが、それによって待ち時間がなく証明書が取れたというような例がございます。

また、待ち時間が長くなる3月下旬から4月上旬は、毎年、繁忙期なんですけれども、発券機を使うとき、今年度、転入、転居する方には届出前の必要事項の事前チェックの用紙を、転出する方にはマイナンバーカードを利用したオンラインでの手続が可能なことを記載したお知らせ文を配付したところ、待ち時間の間に転出の手続を御自身のスマートフォンで行えた方もいらっしゃいました。

○植木委員 今お聞かせいただいたことって、やはり、窓口においてはその場、その場での決められた対応というのはあると思うんですけど、それをすることによって顧客体験がぐっと上がる、来られた市民の方々としては、そういうやり方を紹介していただけたということで、ちょっととした行

いというのは本当に大事なことだと思っています。窓口というのは本当にそういう対面の大事な場面ですので、そういった積み重ねが何かあれば、引き続き実践していただけたらと思います。

特に、窓口の対応というのは、職員の方々の経験とか知識によって差が出やすい部門であるかと思います。目の前の対面の市民の方々に直結するものですので、異動の直後ですか、新規採用の方というのは慣れるまで不安がとても大きいと思うんですよね。市民対応の質に影響することもあると思います。

そういった窓口職員の方の知識ですか、接遇スキルによって顧客体験が異なる、そして、慣れない職員の方々はそれがどんどん不安になってしまうことがある中で、窓口におけるデジタル技術、DXの活用状況をお聞かせください。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 窓口職員は、異動で配置換えとなった職員や新規採用職員など、経験の浅い職員には現場で研修も行いますけれども、1人で業務を行うことができるようになるまでは3か月ほどかかります。それに対して、今後は、検索しやすい業務マニュアルの検討、職員が来庁者の手続を瞬時に把握し、スムーズに案内できるような仕組みを検討しているところでございます。

○植木委員 そういったことを検討中だということでしたけれども、市民の方々は一定のサービスを期待して来られるわけで、対応される職員の方にとっても来られた方にとっても優しい部分、そういうことがDXの本来の姿かなと思います。

ちょっと余談になりますけど、私は、IT関係の企業で、カスタマーサポート、トラブルシューティングを対面ではなくてオンラインにより在宅勤務でやっていたんですね。でも、電話の場合は人の顔すら見えないわけですよね。それに、トラブルシューティングなので、いらいらした状態の人も中にはいます。そんな中で、いかに連絡してこられた方の状況を把握して、そして、その方に合ったお言葉がけをしながら問題を解決していました。窓口の場合は、行政サービスですので、それとはまた違う部分も多々あるかと思うんですけれども、基本的には対面によるホスピタリティーの精神も必要になってくるわけです。

その中で、先ほど聞いた質問に該当する部分もあるんですけれども、職員の心理的負担というのがありながら窓口に立つと、何かによってクレームになりかねないとか、分からぬということが自信を持った対応につながらないということになってくるのです。そこで、そういったフロント業務に当たっている窓口職員の方への後方支援として、例えば、窓口の職員全員のところにチャットシステムがあって、何かあったとき、対面で話を伺いながら手は動かし、後方支援のベテラン職員の方々が対応してくれる、もしくは、これから進んでいくんだと思うんですけれども、AIによるチャットのサポートですね、AIがある程度学習していく答えてくれる、もしくは、ナレッジ検索で、検索したフレーズからの確なものが出てくる、そういうものが職員の不安解消につながるかなどと思っています。

顧客体験の向上にもつながるため、検討すべきであると思いますが、考えをお聞かせください。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 窓口DX化に当たりまして、システムや業務内容に変化がある場合、十分な研修を行うことは考えておりますけれども、委員から今御指摘のあった職員をサポートするシステムも検討させていただきたいと考えております。

○植木委員 あわせて、行政手続のオンライン化というのも並行して進んでいるわけです。

コロナ禍によって、それがぐぐっと進んだところもあると思うんですけども、特に、引っ越しの手続など、なかなか忙しい時期にオンラインでできるというのは価値のあることだと考えられていると思います。

生活に密着した場面での利便性向上というのが期待されておりますが、市民課におけるオンライン手続の活用状況、そして、オンライン化を進める意義や効果についてもお聞かせください。

○齊藤市民生活部市民課長 市民課におけるオンライン手続の主なものは、マイナンバーカードを利用し、オンラインで転出届を行える引越しワンストップサービスがございます。

2023年度実績で、転出届7千955件のうち、1千779件、割合として22.36%、2024年度実績で、転出届7千624件のうち、2千107件、割合として27.46%の活用となっております。また、活用率は5.1ポイント上昇しているところです。

オンライン化を進める意義、効果ですが、仕事があって開庁時間に来庁できない方や身体的要因などから外出が困難な方であっても、いつでもどこでも御自身のスマートフォンやパソコンなどから手続ができ、来庁しなくともいいという選択ができるようになることであると考えております。

○植木委員 選択ができるというお話がありました。その状況、状況によって選べるというのが大事なことかなと思っています。

1年で5ポイント伸びましたよと。2割から3割のところを今は推移しているわけですから、とはいっても、そういうものがまさに普及し出している状況かなというふうに考えています。マイナカードも普及していますけども、実際に使ったことがないよという人も大勢いらっしゃるわけで、広報やサポート体制の強化が必要かなと思っています。

ちょっと話は替わりますけれども、窓口に来られる方にはセレモニー的な意味合いを兼ねた手続に来られる方も多くいらっしゃいます。死亡届で御家族、御親族の方がいらっしゃることもあります。今は代理の方が来られる場合も多いようですけれども、そういった方々にはまさに対面である中で寄り添う姿勢を示す必要があると思っています。

窓口では平等な対応というのがそもそも前提ではあると思いますけれども、例えば、スピード一に届出を終わらせたり、何かそういった工夫があればお聞かせください。

○齊藤市民生活部市民課長 窓口での届出時の対応は、来られた方にかかわらず、平等にしておりますが、婚姻届や出生届の届出がなされたときは、おめでとうございますの一言を添えて対応しており、また、他の届出の場合は来られた方の心情に寄り添った表情で対応しております。

また、死亡届につきまして、他の届出に比してスピード一な対応というのは特段行っておりませんけれども、死亡届提出後の手続につきましては、多岐にわたることですから、死亡届提出時に今年度にリニューアルいたしましたおくやみガイドブックの配付やウェブ版の紹介などをして、その後の手続が迷わずスムーズに行えるように対応しております。

現状、死亡届を含め、窓口での処理時間がかかる状況ではございますが、DXなどを活用してスピード一な窓口にしてまいります。

○植木委員 それでは、婚姻届とか出生届をされた方々に対しては、証明書の発行ですか、記念となるものは何かあるのか、お聞かせください。

○齊藤市民生活部市民課長 婚姻届や出生届などの戸籍の届出をした市町村におきましては、届出を受理したことを証明する受理証明書を取得することができます。

本市では、有償で取得することができ、A4判の証明書で350円のほか、賞状タイプのものがございまして、こちらが1千400円のものとなっております。

また、記念となるものにつきましては、総合庁舎の正面にございますデジタルサイネージで、私たち結婚しましたとか、新しい家族が仲間入りしましたなどの画面を背景に記念写真を撮ることができます。

○植木委員 今お伺いしたような手続というのは、デジタルでやってしまうと、そういった言葉がけないので、やはり、そういった届出時には窓口に来たいというニーズもあると思います。

サイネージは私も知らなかつたんですけど、少し前に1階で操作をしている方がいたのです。新婚さんだと思うのですが、お母さんか、どなたかがついてきていて、写真を撮っている場面に出くわしたことがあります。何か、私もうれしくなって、よっぽど私が写真を撮りますかと言いたかったんですけど、余計な形になっちゃうので、怪しいなと思われると思って、こっそり眺めていました。今、伺ってきたんですけども、今後もそういった窓口については寄り添うような言葉がけなどを引き続き行っていただけたらと思います。

大きな目標で、日本一の窓口ということです。何をもって日本一なのかというところもありますけれども、大きな目標を掲げるほど、その到達度をどうやってはかるんだということになってきます。何をもって1番とするのか、職員や市民が共通の目標を持てるような指標というのがあると分かりやすいと思います。

そういったKPIは存在するのか、お聞かせください。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 具体的なKPI、重要業績評価指標などとよく訳されますが、それは具体的に設定しておりませんが、オンライン手続や書かない窓口などのDX化などによる業務効率化を図りながら、広く市民の方が安心してサービスを受けることができる利便性の高い窓口の構築に向けた取組を進めた上で市民満足度の向上などがKPIになり得るものと考えております。

○植木委員 特別、設定はしていないということでしたけれども、待ち時間を何分短縮するとか、手続の満足度を何%上げるとかというのは、今後、何かしら設定できるのかなというふうに感じました。

そして、やはり、市民の方々がどのように感じているのかという部分が大事かなと思っております。窓口体験モニターですか市民評価アンケートなどの導入を検討してみるのはどうかなと思いますが、考えについてお示しください。

○近藤市民生活部市民課総合窓口担当課長 窓口改革の効果をはかることも重要と考えております。

先ほどの答弁にもありました市民満足度の向上率や市民の御意見などを知ることも必要であると考えておりますことから、市民アンケートなどの実施を検討してまいりたいと思っております。

○植木委員 質問は以上ではあるんですけども、窓口DX化を進めることによってどういう効果があるのかというところでいきますと、人件費ですとか、紙代だとか、業務時間の削減効果が期待されますよというのは一方であるので、これはメリットであるわけですよね。コストの削減につながると。

でも、人件費は削ればいいというわけでもなく、例えば、デジタルにまつわるほかの業務がたくさん出てくるわけですから、そういったところで人を効率よく配置したり、そして、その空いた時

間、浮いた時間で市民の方々に対応する、そしてもっともっと寄り添うような政策のほうに再配分することができるわけで、今のDX化ということであればサービスレベルの向上と市民のニーズのバランスも大事かなと思っております。

旭川は、DX推進に当たって、CDO、チーフ・デジタル・オフィサーの森本さん、そして、窓口に直接関わりはありませんけれども、デザイン都市として、CDP、チーフ・デザイン・プロデューサーもいらっしゃるわけですよね。デジタルとかデザインって親和性がすごく高くて、今後のまちづくりにとってはすごく大きな要素かなと思っています。その中でそういったことに関わる職員の方々が将来にわたっての人材となっていくわけですので、そういったこともしっかりと今後見ていきたいなと思っています。

この庁舎は向こう何十年と使っていくわけです。振り返ると、例えば、20年前はスマホはなかったわけですよね。そして、30年前になると1995年の年ですから、ウインドウズ95の年ですから、パソコンがやっとちょっと普及し出したような年です。でも、逆に向こう何年と考えたときには、今では想像のつかないような窓口になるかもしれませんけれども、そのとき、そのときに合った窓口を構築していっていただけたらと思っております。

こちらの質問については以上となります。

それでは、続きまして、鳥獣対策費について伺ってまいります。

中村みなこ委員は別な部分でしたが、私はヒグマについて伺っていきます。

日々、ニュースで報道されているヒグマは、道東や道南での人身被害が報じられており、市内近隣での出没に対し、本当に市民の方々の不安が高まっている状況かと思います。

私自身は熊を見たことがありませんけれども、剥製はあります。すごくリアリティーがある、すごく、剥製にもかかわらず、熊はこんな爪をしているんだとか、口をこんなに開けてこんなふうに立ち上がるんだというものを見て、相当迫力を感じて、十分に恐ろしさが伝わってきました。

皆さんも御存じだと思いますが、大型のヒグマには体長2メートルを超えるものもあり、体重は200キログラムで、これは相撲力士以上なスペックなわけですね。その上で、俊敏に走って、最高スピードは時速60キロメートルと言われています。両手には鋭利な爪を備えておりまして、敵、獲物と認識されれば、ためらいもなく、本能的に急所である顔を狙ってくるというわけであります。

私はスマホでニュースを見ているのですが、熊のものを見ていると、最近のニュースアプリはそれに関心があるんだなと認識して、熊のニュースばっかりが送られてくるんですね。最近、ニュースで取材されていた被害者の方は、山でふいに出てきたようですね。ちょうど手に道具を持っていたので、それを武器にして立ち向かおうと思ったんだけれども、あまりにも速いスピードで突進してこられて、全くなすすべもなかった、もう無理ゲーだと言っていたのが印象的でした。

また、昨日、砂川では、箱わなに捕獲されたヒグマの映像がテレビのニュースで出ていましたけれども、おりの中であってもうなり声を上げながら鉄柵を破壊しようとかみついたり、爪で引っかいたり、体当たりして、報道陣を威嚇する姿から、野生とはこういうことなんだなというのを改めて思い知ったわけです。

それでは、早速、進めていきますが、4款1項3目、鳥獣対策費について、事業の概要と決算額、特にヒグマ対策に要した費用についてお示しください。

○後藤環境部環境総務課長 鳥獣対策費の2024年度の事業概要ですが、ヒグマやカラス

などの野生鳥獣の被害防止対策を行ったものでありますて、予算現額1千651万3千380円に対しまして、決算額1千591万916円となっております。

このうち、ヒグマ対策に要した費用といたしましては1千534万9千430円でございまして、その主な内容といたしましては、獣友会の方へ謝金などの報償費が261万4千210円、専門事業者によるヒグマの調査や電気柵、ネットフェンスの設置、撤去などの委託料が1千94万187円となっております。

○植木委員 ほとんどがヒグマ対策だということでした。この1千500万円が多いのか、少ないのかというのは、今やっている政策がしっかり対策につながっているのかも含め、検証していかなければならぬと思っています。

では、ヒグマの生息数について、そして、旭川市のヒグマの出没件数について、過去3年間の推移をお示しください。

○後藤環境部環境総務課長 ヒグマの生息数であります、北海道によると、全道の推定個体数は1990年の5千300頭から増加を続け、2022年には1万2千200頭になりましたが、2023年は初めて減少し、1万1千550頭であったと推計されております。

また、本市のヒグマの過去3年間の出没状況であります、2022年度は68件、2023年度は80件、2024年度は78件でございました。

○植木委員 出没状況は大体平均的なものになっているということでありましたけれども、数字等を見て、熊の生息数、それから、出没件数は高止まりだと思います。

旭川は、地形として山林と市街地が近くて、河川沿いの草地や果樹、そして、家庭菜園など、ヒグマを誘う環境も点在しているわけです。旭川、そして、近隣も含めると、かなり広大な地域で、北海道全体で1万2千頭ぐらいいるということは、この管内で1千頭ぐらいいるという前提でいなければならぬんだなというふうに思っています。減少に転じたといっても、実際の体感としては、むしろ、そういうニュースが日々上がってくる点も含め、接点が増えているというふうに感じている市民の方が多いのも現実ではないでしょうか。

それでは、ヒグマの出没の通報があった際の対応を教えてください。

○後藤環境部環境総務課長 ヒグマを目撲したですとか、足跡やふんを発見したなどといった通報があった際には、獣友会のハンターと警察、さらに、ヒグマ調査等業務を委託している専門家と一緒に現場に赴き、ヒグマの痕跡調査や周辺の探索を行っております。

○植木委員 獣友会の方々とともにそういう調査を行う、探索を行うということでありました。

熊は一般的に昼に行動するらしいんですけども、人里に下りてくるときというのは、人との接触を避けようと、夜に行動するということがある。そして、その中で朝とか夕方の薄暗い時間帯に活発に行動する傾向があるので、これらの時間帯は特に注意が必要のことです。現場対応ということになりますと、夜間や早朝に關係なく通報もあり得るわけですから、そういう時間に關係なく、市の職員の方々、ハンターの方々、警察の方々が連携して安全確保を図っていただいているということで、こちらの点については本当に感謝を申し上げます。

その支えていただいているハンターの方々にはちゃんとした報酬という形になっているのかどうか、そして、人材確保の部分についてお伺いいたします。

○後藤環境部環境総務課長 ハンターの出動手当の額に関しましては、国や北海道から明確な基準

額というものが示されていないため、猟友会と協議して金額を決めている状況であります。

本市では、昨年度から金額を引き上げておりまして、1回の出動につき、ハンター1人当たり1万円、また、箱わなの運搬・設置作業で特殊車両を出していただいた場合、1回につき2万5千円を支払ったところでございます。

そして、出没時の対応以外にも、会議や訓練などに参加いただいた際にも報償費を支払っておりまして、昨年度、ヒグマ対策に従事していただいたハンターは24人いたところでございます。

それから、ハンターが将来的に不足するのではないかということへの対策でございますが、ハンターの育成は重要な課題であると認識しております。そのため、狩猟免許の取得を促進し、ヒグマ捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許を取得した方への補助を行ったほか、春期管理捕獲では、ヒグマ捕獲従事者育成のため、猟友会の若年層の方にも参加していただき、熟練ハンターの方と一緒に山に入り、ヒグマ捕獲技術の継承などに取り組んだところでございます。

○植木委員 金額について教えていただきましたけれども、身の危険のある危険手当としては決して高い額ではないなというふうに感じました。やはり、地域の安全を支える使命感の上に成り立っている役割の方ですし、現場です。

その中で若手の方々をハンターとして育成するという部分の取組をしていただいているということで、市民の方々としては今後に向けて安心だと思うんですけれども、やはり、そういったハンターの役割をもっと広く知っていただき、理解をしていただくということが大事な点かなと考えております。

出没への対応については伺いましたけれども、被害を防ぐため、出没させないための対策というのもやはり重要であるかと思います。どのような対策を取っているのか、お聞かせください。

○後藤環境部環境総務課長 ヒグマが住宅地へ侵入しないための対策でありますが、2021年に、河川敷を中心に、市街地にヒグマが出没した際の侵入経路と目される美瑛川河川敷で電気柵等の設置や定期的な草刈りなどを行ったほか、監視カメラやネットフェンスを設置し、侵入の監視を行いました。

また、中長期的な観点からの取組といたしましては、主に郊外においてヘアトラップと監視カメラを活用した生息状況等の調査を行うとともに、ヒグマの体毛やふんを用いたDNA分析によるヒグマの個体識別を実施したところであります。

また、生ごみを放置しないことや山に入るときは装備を整えるなどのヒグマを人の生活圏に寄せつけない、ヒグマの被害に遭わないためにできることについて普及啓発を行ったところでございます。

○植木委員 対策としてはそういったことを積み重ねることによってということであろうかと思います。

市の職員の方々も山林に入ってなどの作業があると思いますけれども、熊撃退用スプレーの保有状況はどうなっているのか、また、スプレーの品質、基準について最近はいろいろと問題になっています。

日本では特に規格などがなく、いわゆる粗悪品というか、そもそも熊に対応していないものも多数あると報道されていますけれども、品質、効果、安全性に心配のないアメリカ環境保護庁、EPA認定の熊に対応したものを使っているのか、そして、そういった市が管理し

ている熊撃退用のスプレーを獣友会ですとか、地域組織、町内会などに貸し出す場合があるのか、配付などを行っているのか、お聞かせください。

○後藤環境部環境総務課長 熊撃退用スプレーにつきましては、有効期限のある商品ですので、期限の切れた分を購入しながら、職員が必要な分というのは確保している状況でございます。

また、購入している熊撃退用スプレーは、アメリカから輸入された製品であり、EPA認定を受けたものであります。

なお、熊撃退用スプレーの貸出し等は行っていないところであります。

○植木委員 EPA認定品だということで、その点については心配のないクオリティーのものを使っているということで安心しましたけれども、現場で実際に使う訓練とか安全確保の体制もしっかりと進めていかなければなりません。

また、獣友会の方々も、地域の現場にも一定の装備支援を行う仕組みがあれば、さらなる安全性が確保できると思うのではないかと思います。獣友会の方々は自前で用意しているということです。

そんな中、先日も学校敷地内で出没の痕跡がありました。山や自然と隣り合わせの地域で、子どもたちへの安全教育というのが極めて重要になってきます。本当に住宅街のすぐそばまで侵入しているわけです。全国の出没・被害状況を考えると、現在の状況に関して熊への認識とか、知識とか、近くに迫っているということについての教育が追いついていない可能性があるわけです。学校やPTAと連携するなど、どのように子どもたちへ啓発を行っているのか、お示しください。

○後藤環境部環境総務課長 子どもたちへの普及啓発につきましては委託事業の中で実施しております、熊の出没が多い地域の小学校において熊の生態などについてのセミナーを開催するなどの取組をしてきたところでございます。

○植木委員 しっかりと状況ごとの危機意識を持っていただければと思います。ヘルメットだとかが有効になってくる可能性がありますので、取組を続けていただきたいと思います。

ヒグマの数が増加してきている中で、今後もヒグマを我々の生活圏に近づけないようにするという対策は大変重要であると思います。今後どのような取組を進めていく考えか、お聞かせください。

○太田環境部長 ヒグマ対策の今後の取組をどのように進めていくかということでございます。

ヒグマへの対策につきましては、2023年に策定いたしましたヒグマ対策基本方針に基づいて進めてきているところでございますが、今後も、これまで同様に、ゾーニング管理の徹底によりまして、有害性のある問題個体については駆除を基本としながら、人とヒグマのあつれきの解消に取り組むことが重要であるというふうに考えてございます。

そのため、今後も、先ほど答弁にもいたしましたように、例えば、河川敷における電気柵の設置ですか、定期的な草刈り、あるいは、監視カメラによる監視、ネットフェンスの設置、こういった取組を継続することでヒグマの侵入を抑止しながら、万が一にもヒグマが人の生活圏に侵入してきた場合には、緊急銃獵などの対応も含めまして、速やかに対処できるよう訓練を重ねるなど、平時からの準備を進めていくということが非常に重要でございますので、より一層、獣友会や警察、専門家との連携を強化しながら、市民の安全を最優先にヒグマ対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○植木委員 質問は以上ですけれども、先ほど、ゾーニングだとか、いろいろと対策があるとのことでした。その対策の効果検証もやはり行っていかなければならないのかなというふうに思ってい

ます。なかなかお答えしづらい部分ではあるようなので、私からの要望としてお伝えさせていただきます。

やはり、こういった近年の出没状況を考えると、予算の確保をしっかりとし、機器の確保、増設、積極的な対策を引き続き行っていただきたいなと思います。

また、ヒグマについては命に関わるレベルの災害というふうに報じている場合もあります。出没状況について市ではSNSでの発信を行っていただいているけれども、やはり、該当する地域の市民の方々が速やかに知るという上では、いざというときのために大手通信キャリアさんのSMS、ショートメールは地域で位置情報なども特定できたりとか、本当の緊急時の連絡手段としてそういったものもぜひ今後に向けて検討いただきたいと思っています。

先ほど近隣に1千頭ぐらいいるかもしれないと言いましたが、熊は縄張り意識がすごく強いということで、頭数が増えることによって空いている地域にということで、里を通してまちにどんどん出てくるということがあり得ると思います。周りにいることを前提に意識や対策を改めなければならぬと思っています。

市民、獣友会、行政が三位一体となって人と自然が安全な距離で共存できる旭川の未来を築いていくことがこれから課題であると感じました。引き続きしっかりと状況をアップデートしながら対策をしていけたらと思っております。

ヒグマについては以上であります。

○品田委員長 それでは、少し早いですが、本日の分科会は以上で終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、10月14日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

---

散会 午後4時45分